

# 令和元年第4回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和元年9月3日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和元年9月3日（火曜日）午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について  |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表   |
| 日程第 6 | 発議第 3号 議員派遣の件について  |
| 日程第 7 | 報告第 9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について  |
| 日程第 8 | 報告第10号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について<br>報告第11号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について<br>報告第12号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について |
| 日程第 9 | 報告第13号 みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告について<br>報告第14号 みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第10 | 報告第15号 平成30年度みなかみ町水道事業会計継続費精算報告書について   |
| 日程第11 | 承認第 9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について<br>承認第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について                               |
| 日程第12 | 議案第53号 令和元年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について<br>議案第54号 令和元年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結について                         |
| 日程第13 | 議案第55号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について  |
| 日程第14 | 議案第56号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について  |
| 日程第15 | 議案第57号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第16 | 議案第58号 みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第17 | 議案第59号 みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第18 | 議案第60号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |

- 日程第19 議案第61号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第62号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第63号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第64号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第23 認定第1号 平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成30年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成30年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成30年度みなかみ町水道事業会計決算認定について
- 日程第24 議案第65号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 ごみ処理調査特別委員会委員長報告（最終報告）
- 日程第26 一般質問
- ◇ 阿部 清 君 . . . 1. 高齢者ドライバー対策  
2. 防災教育の重要性
  - ◇ 窪田金嘉 君 . . . 1. 提案と現在の行財政状況を知る
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	13番	中島信義君
14番	阿部賢一君	15番	高橋市郎君
16番	山田庄一君	17番	久保秀雄君
18番	小野章一君		

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

6番	窪田金嘉君	15番	高橋市郎君
----	-------	-----	-------

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋康之	書記	泉雪江
書記	田村勝		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	笠木淳司君
教育長	田村義和君	会計課長	中島修一君
総務課長	山岸正幸君	総合戦略課長	桑原孝治君
エコパーク推進課長	高田悟君	税務課長	岡田宏一君
町民福祉課長	松井田順一君	子育て健康課長	上村真弓君
生活水道課長	金子喜一郎君	農政課長	原澤真治郎君
観光商工課長	宮崎育雄君	地域整備課長	古川文雄君
学校教育課長	杉木隆司君	生涯学習課長	河合博市君
水上支所長	木村伸介君	新治支所長	原澤達也君

## 開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和元年第4回9月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、9月定例議会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

9月に入り、稲やリンゴも色づき始め、朝晩は心地よい秋の気配を感じるようになってまいりました。

6月定例会以降、閉会中にも議員各位におかれましては、施策や交流の促進のため、調査活動を行っていただき、また、各常任委員会、特別委員会が開催され、施策の検討をしていただきました。熱心な議員活動に敬意を表する次第であります。

6月定例会以降の主な取り組みについてご報告をさせていただきます。

まず、小・中学校の統合については、教育委員会を中心に進めていただいております。7月29日に中学校統合準備委員会を開催し、保護者、地域住民、学校関係、議会、教育委員などの皆さんによる統合の具体的な検討が始まりました。今後は、専門部会によりさまざまな検討がなされ、中学校の統合が順調に進められるようお願いしたいと思っております。

次に、7月1日に総理大臣官邸において、SDGs未来都市認定証授与式が開催され、みなかみ町が全国31団体の一つに選定をされました。SDGs、これは持続可能な開発目標ですが、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載されました2016年から2030年度までの国際目標であります。

地方創生は、少子高齢化に歯どめをかけ、将来にわたって成長力を確保することを目指しており、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要となります。自治体においてSDGsを活用することで、客観的な自己分析による特に注力すべき政策課題の明確化や、経済、社会、環境の3側面の相互関連性の把握による政策推進

の全体最適化が実現します。SDGsの達成に向けた取り組みを通じ、地域課題解決に向けた自律的好環境を生み出すことができ、地方創生の課題解決を一層促進することが可能となります。

8月20日には、議員さんにも参加していただき、SDGsの理解を深めていただく研修会を開催いたしました。これからもみなかみユネスコエコパークの町として、美しい自然と里地里山を核に、観光・農林業・教育・健康・福祉・エネルギーなどさまざまな分野と連携して、人と自然が共生した持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、新治中学校の長谷川環君が8月20日、近畿地方で行われました全国中学校柔道大会において、男子81キロ級で見事優勝し、この8月30日には、町長室に優勝報告にも来ていただきました。新治中には柔道部がなく、練習も大変だったと思いますが、中学生最後の大会で全国制覇という偉業をなし遂げました。新治中学校に横断幕、役場庁舎に懸垂幕を設置して、みなかみ町全町でお祝いをしたいと思っております。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告7件、承認2件、条例改正9件、認定6件、補正予算1件、その他3件であります。詳細については後ほどご説明させていただきますので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

6番 窪 田 金 嘉 君

15番 高 橋 市 郎 君 を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議 長（小野章一君） 議事日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月3日より9月13日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月3日より9月13日までの11日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長(小野章一君) 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告をいたします。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力をいただきました。

6月26日、27日の2日間、みなかみ町水上温泉を会場といたしまして、利根郡町村議会議長会主催による利根郡町村議会議員事務局長研修が開催されまして、町村議会議員の議員報酬のあり方や、湯の国群馬温泉探訪、群馬デスティネーションキャンペーンについて、講師による講義とともに、熱心な意見交換が行われました。

7月9日には、午後3時より、みなかみ町土木行政懇談会が開催され、沼田土木事務所管内における主要事業についての概要説明や、町からの要望事項について熱心な意見交換が行われました。

7月19日には、群馬県町村議会議長会理事会が開催され、任期満了に伴う役員の改選及び令和元年度における諸行事の予定が確認されました。

7月31日には、令和元年第3回利根沼田広域市町村圏振興整備組合の定例議会が開催され、整備組合条例の一部改正や一般会計補正予算、指定管理者の指定について審議されました。

8月10日には、議員皆様の協力をいただきながら、友好都市であります茨城県取手市で開催された第66回とりで利根川大花火に参加いたしました。

8月15日には、令和元年度群馬県戦没者追悼式に参列いたしました。戦没者に対し心から追悼の誠をささげますとともに、平和を祈念いたしまして、式典において献花してまいりました。

8月31日には、年度ごとに県内各郡市をリレー形式で実施され、今年度、みなかみ町で開催することとなりました花と緑のぐんまづくり、ふるさとキラキラフェスティバルのオープニングセレモニーに出席してまいりました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださりますようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

なお、暑さも予想されますので、上着については各自で判断してよろしいかというふうに思います。

---

## 日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（小野章一君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） それでは、去る6月19日に実施いたしました総務文教常任委員会の行政視察についてご報告を申し上げます。

この行政視察の目的は、町における山村留学の実現の可能性を探るということを目的に実施をいたしました。

視察先は、高崎市倉渕地区のくらぶち英語村を視察いたしました。この施設は、旧川浦小学校の廃校に伴い、校舎の利活用として発案をされました。当初は、旧川浦小学校をそのまま再利用する予定でありましたが、耐震や防災など、修繕に多額の費用を要するため新築を決断したということであります。

施設は、木造2階建て、延べ床面積が1,334.71平方メートル、地元産材木を約80%使用しております。工事費は約4億円で、その一部は、過疎対策事業債を活用しております。施設を高崎市が整備しております。

施設の概要は、先ほど申し上げましたように80%の地元産の材木をふんだんに使用した木造2階建ての建物で、まさに木のぬくもりあふれる開放的な空間に仕上がっており、最も特徴的なのが、まきストーブを設置した談話コーナーがありました。外部のテラスから食堂まで続く吹き抜けが大空間となっており、留学生と指導員が集う場となっています。ほかにも、学習室、そして調理室、浴室、洗濯室など、留学生に必要な機能、設備を備えております。このまきストーブの燃料となるまきは、地元の皆様方が提供してくれるということでもあります。

また、事業運営は、公益財団法人育てる会へ委託をしております。外国人スタッフは、ほとんどが日本の小・中学校のALTの出身で、英語の指導経験を生かした留学生の英語レベルに合わせた指導を行っていました。休日には、外国文化を体験するためのカルチャーデイなど楽しい行事を企画、実施しているそうであります。もちろん日本人指導員は、体験活動や生活指導を初めとして留学生の生活全般を支えていて、もちろん英語が堪能であります。そのスタッフの宿舎は、市が近隣の空き家を借りて、宿舎としております。留学生の定員は、小学校4年生から中学2年生まで20名で、全国より子供たちを募集し、共同生活を送りながら、地元の倉渕小学校、中学校へ通学をしております。

なお、大変人気があり、募集者が定員をオーバーしたときは、抽選でその留学生を決定しておるそうであります。

小学校は、午前7時前に宿舎を出、約4キロの通学路を朝は徒歩通学し、帰りはスクールバスで寄宿舎へ送っていただく。そして、中学校は6キロ、自転車通学で通学している

ということでもあります。地元の児童・生徒ともトラブルもなく、仲よくやっており、お互いにいい意味で刺激し合っているというお話でした。

また、英語力については、小学校高学年から中学生においては、英検の2級から準2級に合格している方がほとんどで、小学校4年生でも英検4級に合格をしているそうです。

また、土日には農業体験ということで、農作業を地元の畑を借り受けて行い、その農作業中の会話も全て英語だということでもあります。

寄宿舎での生活は、テレビは設置してあるんですけども、ほとんど見たがらない。そして、スマホもなし。そして、じゃ、親との連絡手段はどうしているんですかという問いには、ほとんどが手紙のやりとりだそうでもあります。多いお子様で、年に87通のやりとりがあったということでもあります。そして、地元の行事には100%参加しております。

今後の予定としては、この英語村を開放して、地元の方との英語教室の開催なども検討しているというお話でありました。

地元雇用は、調理員が5名、そして掃除スタッフとして2名の雇用がなされておりました。ただし、この事業には、毎年、一般財源から約1億5,000万円、本年度につきましては、予算額として1億7,500万円が一般財源より繰り入れられております。地域の活性化、交流人口の増加など、相乗効果はあるものの、やはり限定的な部分があるのかなということを感じました。

今後は、高崎市が留学生の追跡調査を行い、将来、高崎市、群馬県、そしてまた倉淵地区にどのようなかわりを持っていただけるのか、また、英語力を生かした社会人として羽ばたいているのか等について追跡調査を実施し、その結果を期待しているということでもあります。

町としては、長期的な視点から、ユネスコエコパーク認定のまちとして、今後、交流人口、そして移住・定住の促進のために、選択肢の一つとして検討していただきたいと思っております。

なお、この窓口は、教育委員会ではなく、市の企画調整課が窓口の担当であったことを申し添えて、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で総務文教常任委員会委員長阿部賢一君の委員長報告を終わります。

---

## 日程第5 請願・陳情文書表

議長（小野章一君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日まで受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

---

[巻末 参考資料]

---



議長（小野章一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

---

日程第6 発議第3号 議員派遣の件について

議長（小野章一君） 日程第6、発議第3号、議員派遣の件についてを議題といたします。  
本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

日程第7 報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（小野章一君） 日程第7、報告第9号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを議題といたします。  
町長より報告の説明を求めます。  
町長 鬼頭春二君。  
（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見書をつけて報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標からなっております。いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

平成30年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

4つの指標について順次説明をいたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため数値が計上されません。

実質公債費比率につきましては、11.8%で早期健全化基準の25.0%を下回っております。

将来負担比率につきましては、負数のため数値が計上されません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準は20.0%となっており、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定め

ることになります。

平成30年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、数値が計上されません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

**議長（小野章一君）** 以上で報告第9号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

---

- 日程第8** 報告第10号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について  
報告第11号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について  
報告第12号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

**議長（小野章一君）** 日程第8、報告第10号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第12号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 報告第10号から第12号まで一括して報告申し上げます。

町が2分の1以上出資している法人である株式会社水の故郷、株式会社猿ヶ京温泉夢未来及び株式会社月夜野振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

株式会社水の故郷の平成30年度の経営状況につきましては、当期純利益が416万2,594円で平成29年度に比べ57万2,311円の減額となりました。

次に、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の平成30年度の経営状況につきましては、当期純損失が521万5,078円となり、平成29年度に比べ212万490円の減額となりました。

次に、株式会社月夜野振興公社の平成30年度の経営状況につきましては、当期純損失56万9,358円となり、利益であった平成29年度に比べ118万1,566円の減額となりました。

以上で経営状況の報告とさせていただきます。

**議長（小野章一君）** 以上で報告第10号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第12号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件の報告を終わります。

---

- 日程第9** 報告第13号 みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告について

報告第14号 みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分  
報告について

議長（小野章一君） 日程第9、報告第13号、みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告についてから報告第14号、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第13号及び第14号は、いずれも工事請負変更契約の専決処分の報告でございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、報告第13号、みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分についてご報告申し上げます。

平成31年4月議会で契約の議決を得て、みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事を施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、室内機設置位置の変更や設計内容の精査などにより、6万4,800円を増額し、契約金額を7,134万4,800円として変更契約するものであります。

続きまして、報告第14号、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分についてご報告申し上げます。

平成31年4月議会で契約の議決を得て、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事を施工してきたところでありますが、工事の進捗に伴い、設置教室の変更や設計内容の精査などにより、64万8,000円を増額し、契約金額を5,464万8,000円として変更契約するものであります。

いずれも地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年6月17日に専決処分をいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で報告第13号、みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告から報告第14号、みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事請負変更契約の専決処分報告につきまして、以上2件の報告を終わります。

---

日程第10 報告第15号 平成30年度みなかみ町水道事業会計継続費精算報告書について

議長（小野章一君） 日程第10、報告第15号、平成30年度みなかみ町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 報告第15号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京浄水場建設事業につきましては、平成28年度を初年度とする3カ年継続事業として進めてまいりましたが、平成30年度をもちまして継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定によりご報告申し上げます。

猿ヶ京浄水場建設事業は、水道施設の統廃合や老朽化対策として、全体計画の年割額、合計7億8,840万円として計画し、事業着手をいたしました。3カ年継続事業として、膜ろ過設備や制御棟の整備、また浄水池の整備を進め、平成30年度をもちまして完成をいたしました。

継続事業の実績として、支払義務発生額の合計額が6億1,344万円となりました。

財源内訳の主なものは、国庫補助金1億4,386万6,000円、一般会計出資金1億9,590万円、企業債2億3,440万円です。また、年割額と支払義務発生額との差額はマイナス1億7,496万円となりました。

以上、ご報告とさせていただきます。

議 長 (小野章一君) 以上で報告第15号、平成30年度みなかみ町水道事業会計継続費精算報告書についての報告を終わります。

---

日程第11 承認第9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について  
承認第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議 長 (小野章一君) 日程第11、承認第9号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから承認第10号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 承認第9号、第10号についてご説明申し上げます。

まず、承認第9号についてですが、本損害賠償事案は、駐車場での財物事故による損害賠償事案でございます。

平成31年4月6日午前9時ごろ、上毛高原駅前町営駐車場のガードパイプに設置していたのぼり旗が強風で飛ばされ、駐車場の車両に接触し、ドアやボンネットなどを損傷したものであります。損害賠償の額は16万8,231円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年6月17日に専決処分を行ったところでございます。

次に、承認第10号ですが、本損害賠償事案は、町道の管理瑕疵による損害賠償でございます。

内容につきましては、損害賠償相手車両が平成31年4月2日午前9時30分ごろ、町道鹿野沢大穴線を水上駅方面へ走行中に、接近してきた対向車とすれ違いをするため、側溝上を通過した際、側溝が劣化していたために、布設されてあったグレーチングが安定しておらず、弾みで持ち上がり、左前輪後方の燃料タンクを破損させてしまったもので、損害賠償の額は29万4,558円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年8月1日に専決処分を行いました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

**議長（小野章一君）** まず、承認第9号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

久保君。

**17番（久保秀雄君）** 上毛高原駅前の駐車場の管理についてなんですけれども、自分の認識としては、観光協会に委託をしていると、こういうふうに認識しております。また、一般の指定管理については、故障だとか修繕だとか、これについては50万円以上と、こういう規定があるかと思えます。また、ここで記載されているように、ガードパイプにのぼり旗を設置していたと、こういうことが記載されております。こののぼり旗の設置は誰がしたのかと、それと、許可は誰がしているのかと、こういうことも含めて、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

また、町が観光協会に委託しているわけなんですけれども、これらの事故というのか、それらについてどういう協定というのがなされているのかなど、あわせてお願いしたいと思えます。

**議長（小野章一君）** 観光商工課長。

（観光商工課長 宮崎育雄君登壇）

**観光商工課長（宮崎育雄君）** ただいまの質問にお答えします。

まず、誰が設置をしたかということなんですけれども、これは観光商工課のほうで設置しました。物は、デスティネーションキャンペーンの旗でございます。

許可については、町の持ち物ということでもありますので、指定管理者である観光協会のほうに話をして町が設置をしたということでございます。

それから、損害に対する協定ということなんですけれども、特に損害の部分について協定をしているということではございません。その内容を具体的に定めた協定書というのとはございません。事故の種類として想定されるのが、駐車場でございますので、車同士の事故ということと、あと物損ですか、そういうことが想定されるわけなんですけれども、一応そういったものについては、運転する所有者、車の所有者が責任を持つということが一般的だというふうに思います。

今回の案件につきましては、町が設置をして、その設置をしたものが風で飛ばされて、とめてあった車を破損してしまったということでございますので、町の責任として損害賠償したということでございます。

以上です。

**議長（小野章一君）** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第9号の質疑を終結いたします。

次に、承認第10号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第10号の質疑を終結いたします。

---

議長(小野章一君) これより承認第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第9号の討論を終結いたします。

承認第9号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

議長(小野章一君) これより承認第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて承認第10号の討論を終結いたします。

承認第10号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

日程第12 議案第53号 令和元年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第54号 令和元年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結について

議長(小野章一君) 日程第12、議案第53号、令和元年度消防ポンプ自動車購入契約の締結に

ついでから議案第54号、令和元年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第53号、第54号についてご説明申し上げます。

まず、議案第53号ですが、本件は、消防ポンプ自動車1台の購入契約を締結するものであります。令和元年6月28日に指名競争入札を行った結果、契約金額2,288万円で、群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井勲雄を契約の相手方として物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第54号ですが、本件は、消防小型動力ポンプ付き積載車1台の購入契約を締結するものであります。令和元年6月28日に指名競争入札を行った結果、契約金額1,267万2,000円で、群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井勲雄を契約の相手方として物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第53号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石坂君。

11番 (石坂 武君) 配置する場所を教えてくださいと思います。

議 長 (小野章一君) 総務課長。

(総務課長 山岸正幸君登壇)

総務課長 (山岸正幸君) お答えいたします。

消防ポンプ自動車整備事業につきましては、第9分団第1部、湯原の詰所です。

消防小型動力ポンプ付き積載車整備事業につきましては、第8分団第2部、東峰の詰所でございます。

議 長 (小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (小野章一君) ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (小野章一君) ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

---

議 長 (小野章一君) これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、令和元年度消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、令和元年度消防ポンプ自動車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

議長（小野章一君） 次に、議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、令和元年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、令和元年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第55号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

議長（小野章一君） 日程第13、議案第55号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第55号について提案理由の説明を申し上げます。

平成29年5月に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日より適用されることとなるため、みなかみ町においても、会計年度任用職員制度の条例制定が必要となります。

条例の主な内容は、一般職として会計年度任用職員を任用した際の給与、費用弁償について定めるものであります。



フルタイム勤務の職員には月額給料が支給され、パートタイム勤務の職員については、日額、月額、または時間額により報酬を支給することとなります。また、期末手当の支給や通勤等にかかる手当の支給や費用弁償ができることとなります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第55号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 議案第56号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（小野章一君） 日程第14、議案第56号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

平成28年11月に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため消費税法の一部を改正する等の法律が改正され、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられます。消費税の適正な転嫁を基本とした公共料金等の改定の取り組みについて、国及び県より通知をされているところでございます。このことから、52の条例に規定する使用料等を改定することとし、関係条例の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第57号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第15、議案第57号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第57号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、原則として、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

条例第36条2の改正は、地方税法第317条の2の改正に合わせて改正するものです。内容は、申告書記載事項の簡素化を行うものであります。

条例第36条の3の2の改正は、地方税法第317条の3第2項の改正に合わせて改正するものであります。給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書にその旨を記載することが追加になるものであります。

条例第36条の3の3の改正は、地方税法第317条の3の3の改正に合わせて改正するものであります。単身児童扶養者の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の改正であります。

条例第36条の4第1項の改正は、地方税法第317条の5の改正に合わせて改正するもので、内容は、条例第36条の2の改正に伴う規定整備でございます。

条例附則第15条の2の改正は、地方税法附則第29条の8の2の新設による改正であります。内容は、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものであります。

条例附則第15条の2の3の改正は、地方税法附則第29条の9の改正に合わせて改正するものです。内容は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものであります。

条例附則第15条の6の改正は、地方税法附則第29条の18の法律改正に合わせて改正するものであります。内容は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分臨時的に軽減する規定を新設するものであります。

条例附則第16条の改正は、地方税法附則第30条の改正に合わせて改正するものです。内容は、軽自動車税の種別割の税率の特例規定を整備するものであります。

附則第16条の2の改正は、地方税法附則第30条の2の改正に伴う軽自動車の種別割の賦課徴収の特例を新設するものであります。

条例第24条第1項の改正は、地方税法第295条第1項の改正に伴う単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加する改正であります。

条例附則第16条第1項の改正は、地方税法附則第30条の改正に合わせての改正で、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定するものであります。

条例附則第16条の2の改正は、地方税法附則第30条の2の改正に合わせて規定を整備するものであります。

なお、施行期日は、それぞれ附則の定めるとおりでございます。

いずれも法律改正に伴う改正でございますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第16、議案第58号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第58号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、関連するみなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、地域経済牽引事業の用に供する施設で、一定の要件を満たすものを設置した事業者に対する固定資産税を課税免除するため、関係条文を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第58号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第59号 みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第17、議案第59号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

町立児童館の運営につきましては、児童福祉法に基づき、平成17年にみなかみ町立児童館条例を制定し、事業を行ってまいりました。今回の条例改正は、児童館の目的を効果的に達成するものであります。

改正の内容といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に児童館の管理を行わせることができる1条を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第59号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 町長から条例改正ということで説明がありました。指定管理者をとということであると思うんですが、改正するということであるならば、当然相手方もいることですが、いづごろということの考え方がありますか。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

一応公募する予定ですが、公募して、来年4月には指定管理にできればいいというふうを考えております。まだ現在、決定はもちろん公募ですのでしておりませんが、手を挙げたところについては細かな説明をする予定でいます。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

これより議案第59号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第60号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第18、議案第60号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第60号についてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業については、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により事業を進めていますが、この条例の基準省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、整合を図るための条例改正であります。

改正の内容は、第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第61号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 (小野章一君) 日程第19、議案第61号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第61号についてご説明申し上げます。

保育の必要性の認定に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年9月に制定し進めておりますが、子育て支援の充実を図るため、就園要件の一つであります保護者の就労時間を月64時間を月48時間に緩和することにより、子育て家庭の負担を軽減するものでございます。

改正の内容は、第3条第1項中「64時間」を「48時間」に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありませんか。

高橋君。

15番 (高橋市郎君) この件につきましては全協でも質疑をさせていただいているわけですが、いわゆる子供を預かる、認定をする、ハードルを下げるということ。そのことによって、入園したいという保護者、子供がふえる可能性というのがあると思います。その点について全協でお聞きしたのは、いわゆる待機が出る可能性はないのか。また、こども園に対して負担が多くなる。その点について町もいわゆる公立については、これは町が当然やる施設である。しかしながら、私立がこの町には2園あって、公立が1園。私立に対しては協力をお願いするという立場だというふうに理解するんですけども、その点については、どういう町からのお願いをされ、また待機が出る可能性というものに対しては、どのように町が対応するのか。その点についてはどういうふうな考え方をお持ちでしょうか。

議 長 (小野章一君) 町長。

町 長 (鬼頭春二君) まず、入園の要件を緩和するわけですから、当然受け入れる子供さんがふえると、それは当然のことだと思うんですね。実際問題、どの程度ふえるかというのは、やってみないと正直なところわからない、そういう部分があるんだと思うんですね。このことによって、公立の保育園については、これは町の施設ですから、町が運営を考えればい

い話ですけれども、民間の私立のこども園もありますから、そういったところに影響が今後どのように出てくるかというのを見て、余りにも今の状況だけでは運営が難しいよということになってくれば、それは町としても支援を考えていきたいなというふうに思っております。

もう1点の質問については、子育て健康課長のほうから答弁させていただきます。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

昨年度どの程度待機が出るというので、各園の園長にアンケートをとった結果、つきよので10名、みなかみで7名、にいほるこども園でも10名ほどが今現在、一時保育等で利用しているのを考えた結果、その人数が出ております。

今年度については、一時保育利用者が今現在は入園しておりますので、解消されており、一時保育については、つきよので5名、にいほるで3名ほどが利用になっておりますので、今年度について、もし緩和された場合に、昨年度より待機は出ないのではと考えておりますが、町長が話をしたように、しっかりとした人数においては、これからここで可決をされて、町報等で周知をした結果の人数になるかなとは思いますが、町としてというか、子育て健康課としても、園長の意見、また保育士等の意見を聞きながら、できるだけの支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） そういう町長の前向きな答弁で、ひとつよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、いわゆるゼロ歳児の問題が一番多いかなと。年齢が上がれば、それだけ子供の数もふえるからと、保育士が1人当たりの子供の数というものは多く預かれるから、それほど待機は出ないだろうと。しかしながら、ゼロ歳、1歳に関しては、1人が3人だとかという数字ということになると、その可能性というのが出てくる。その辺については、柔軟に町が各園に対して応援をしていただければありがたい。

ただ、いろいろな話の中で、にいほるがぁいっているからにいほるのほうへ行ってくれとか、つきよのはいっぱいだけど、そういうことというのは、それで町全体が本来なら待機は解消できるんだという考え方は、それはちょっと違うかなと思うので、その辺を踏まえた対応というものをお願いをしたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 答弁求めますか。

15番（高橋市郎君） はい。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 待機児童の解消について、保護者の方が入園させたいこども園というのは、皆さんそれぞれあるんだと思うんですね。ただ、町全体で全てのこども園で保護者の希望どおり入園のパイを用意するというのは、それはかなり大変なことだと思うんですね。ましてや、公営であればまた別でしようけれども、私立のつきよのこども園、水上わかくり



こども園、それらについて希望があるからどんどんふやせとかいっても、なかなかそれは難しいところがあるものです。やはり子育て支援というのは町全体で考えるものだと思いますので、私はある意味、多少は希望に添えないこども園に行ってくれという、そういうお願いするのもやむを得ないのかなというふうには思っています。

ただ、それが将来的にずっと続くようであれば、その施設の拡充とか、そういうのもいろいろ考えてもらわなければならないと思っていますけれども、当面は、町内で待機児童が出ないような対策をとっていきたいというふうには思っております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） いま1点、町長にこんな話をするのは失礼かなと思うんですけども、いわゆるゼロ歳児の入園許可をするのに当たって、つきよのこども園は満6カ月から入園を認めるわけです。にいほるこども園が10カ月だったかな、ですよ。この差というがあるので、それどうしてあるのかという話で、本来ならもう少し親が見ていればいいんじゃないのかという話もあるわけです。

しかしながら、なぜつきよのこども園が6カ月から見えるようになったか。それは過去の経緯で、月夜野町のときにそういう希望が大変あって、私立のこども園に、あのころは保育園、保育園に対してぜひ6カ月からやってもらいたいという保護者からの希望が大変あって、町がぜひそういうことで、やれとは言わないですね、やってほしいと保育園をお願いをして、そういう経緯になっているということだけは、今さらこんなことを言わなくても、ご承知のことだと思うんですけども、公の席でそのことだけは申し上げておいたほうがいいのかと思うので、あえて発言させていただいたので、その辺を踏まえて対応していただきたいということだと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も細かい部分、全部承知しているわけではないので、その辺の差があるというのは、聞いてはいましたけれども、何カ月からとか正確な数字はわからなかったんですけども、いろいろな歴史があって、こども園にも歴史があって、そういう受け入れの基準をつくっているんだと思いますので、公立がちょっとおくらしている、今のお話を聞くと、公立の部分がおくらしているんじゃないかというふうには、にいほるが遅いわけですよ。ですから、そういうふうにとれるんですけども、全町的に希望者が入園できれば、その辺はいいのかなというふうには思っていますので、それでも今のやり方で、なおかつ待機児童が出ちゃうんだということであれば、それはまた次に考えていかなければならないかなというふうには思っていますので、保護者の希望を聞きながら対応していきたいというふうには思っています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第62号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第20、議案第62号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第62号についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、令和元年10月1日より施行されることから、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、第4条中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定こども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改正するのでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第63号 みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第21、議案第63号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第63号についてご説明申し上げます。

現在、みなかみ町では、町立小・中学校及び認定こども園の児童・生徒・園児の利便を図ることを目的として、スクールバスを設置、運行しております。このたび路線バスの一部ダイヤ改正により、スクールバス対象地域を拡大するため、条例改正を行うものでございます。具体的には、スクールバス利用対象者の居住地区に藤原地区の一部を新たに加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第63号について質疑はありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） ただいま町長のほうから説明をいただきまして、地区でいえば藤原地区を追加したということであります。今、藤原地区には暫定的にスクールバスを出している部分があるかと思えます。この施行に伴って、その地区に日常的に対応を緩和していくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども、前々から児童・生徒の少ない地区ですので、なかなかスクールバスをするにも、かなり1台で全部埋まるというような状態だと思えますけれども、そういった部分も含めてこれからこのスクールバス対応していくのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） 中島議員のご質問にお答えさせていただきます。

藤原地区につきましては、ご承知のとおり4月1日から路線バスの廃止に伴いまして、一部暫定的にスクールバスを運行しているところでございます。確かに人数等は少ない小・中学校でございますが、条例に基づきまして、小学校3キロ、中学校4キロというのを基本的に考えていきますけれども、地域の実情ですとか、冬期間の雪の状況等いろいろございますので、そういうことも踏まえて、せっかくスクールバスが運行できるようになりましたので、今後そういったことも含めて検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） ただいまは教育課長のほうから説明いただいたように、みなかみ町、大勢の人が特別な地域という考え方を多分持っていると思います。現在もいろいろな悩み事は我々もお聞きしております。特に冬の期間、除雪は行き届いているとはいうものの、雪の中をこねていく、こねていくなんていうと、ちょっと表現がわかりにくいかと思えますけれども、夜降った雪は朝除雪するから、あとは道はいいかもしれませぬけれども、朝除雪した後、なおかつ40センチ、50センチ積もる事案があることも承知していると思います。そういったときにも、今、地域柄いろいろなことを考えていきたいということですので、生徒・児童の安全を第一に考えていってほしいなと、そのように思いますので、これは答弁はここではいいですけれども、いずれそういう舞台があると思いますので、しっかり質問させてもらいたいと思います。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 17番久保です。

今、大まかなことは中島議員が質問してくれたんだと思いますけれども、以前から学校の公用車、これの利用についてということでのいろいろ議会の中、当局との間で議論してきたかと思えます。

みなかみ町の教育委員会として、藤原地区については、学校の車というのか、公用車を送迎に充てるよと、臨時的に充てるよと、こういう対応をさせていただいているのかと。

今の報告の中で、4月からまたスクールバスと、こういう形で臨時的に運用していますよと、こういう報告をいただきました。この2つの関係をどういうふうに整理しているのかなと。この辺も含めて、スクールバスということであると、一定の時間で出るわけですがけれども、クラブだとかいろいろな諸事情の中で、人数は少ないですがけれども、下校時間が違ってくると、こういうこともあるかと思えます。その辺の使い方というのか、使い分けというのか、ぜひお聞きしたいと思えます。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） 久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

スクールバスと公用車、両方利用が可能になったということでございますけれども、スクールバスにつきましては、基本的に児童・生徒の通学、または学校行事を基本に対応させていただきたいと思っております。また、公用車につきましては、基本的には緊急時の対応を第一に考えております。最近では獣害ですとか不審者情報、また場合によっては台風ですとか災害時というふうな形もございますので、そういった利用と、今後、冬期の部活にも、例えば公用車をどのように使えるかというのは今後検討していきたいと思っております。

基本的にスクールバスにつきましては、先ほど申しましたように、通学、学校行事を基本と、それ以外のものについては公用車で対応できればというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） もう1点、今のスクールバスの関係でなんですけれども、臨時的に4月から運用していると、こういうことでありますけれども、それらの車両だとか要員については、どんな運用の仕方というのかしているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 杉木隆司君登壇）

学校教育課長（杉木隆司君） お答えさせていただきます。

現在、藤原地区の車両につきましては、町が持っている予備車という形で対応させていただいております。予備車ですので、当然今後いろいろなときに支障が生じますので、このたび国の補助金のほうを申請いたしまして、正式にその内示をいただきました。今回、車両購入につきましては、9月補正のほうで計上させていただきますので、藤原地区のバスについて認めていただければ、そちらで購入して運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

（「要員は、要員。運転手だとかそういうのは必要なんですか」の  
声あり）

学校教育課長（杉木隆司君） 失礼しました。

今現在、暫定的な運用ということでございますけれども、4月から、今、運行をお願いしている大新東のほうに運行のほうはお願いしております。ですから、運転手等の手配につきましては、暫定的な措置でございますけれども、継続して運用していけると。

ただ、当然その分の予算につきましては、当初予算のほうにプラスで計上してございますので、運行につきましては継続して対応できればなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第64号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(小野章一君) 日程第22、議案第64号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第64号についてご説明申し上げます。

本協議は、令和2年4月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります群馬東部水道企業団、(太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織)が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること。また、同組合の組織団体である藤岡市が消防団員、または消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始すること。加えて、同組合の規約別表について一部事務組合の設立順に従い掲載順の変更を行うため、規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

これより議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分といたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

（10時28分 休憩）

---

（10時50分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、総務課長より発言の訂正の申し出がありましたので、受けたいと思います。

お願いします。

総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） 失礼いたします。

先ほど議案第53号でご議決いただきました消防ポンプ自動車の配備先についてご質問いただいた際に、配備先を第9分団第1部湯原詰所と間違えて申し上げてしまいました。正しくは、第9分団第1部湯宿詰所でございます。よろしくお願いたします。

- 
- 日程第23 認定第1号 平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成30年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成30年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成30年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長（小野章一君） 日程第23、認定第1号、平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、平成30年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 認定第1号から第6号まで一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号、平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は141億9,774万7,383円、歳出総額は132億2,058万1,428円で、歳入歳出差引残高が9億7,716万5,955円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が4億8,104万8,000円ありますので、実質収支額は4億9,611万7,955円となりました。

歳入については、町税が35億3,448万5,503円で、歳入の24.9%を占めております。その主なものは、町民税8億2,573万295円、固定資産税23億1,541万8,388円であります。地方譲与税は1億9,410万6,000円、各種交付金は合計で4億7,516万2,390円でありました。地方交付税は、普通交付税が45億6,285万2,000円、特別交付税が3億4,829万6,000円でありました。

分担金及び負担金は1億1,578万3,227円で、保育等施設保育料負担金1,333万7,800円、学校給食費負担金6,829万6,898円等でありました。使用料及び手数料は、町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で2億4,236万5,285円となりました。国庫支出金は7億4,213万9,214円で、障害者自立支援給付費等負担金1億7,099万5,322円、児童手当負担金1億4,246万9,286円、子どものための教育・保育給付交付金1億1,232万8,697円、社会資本整備総合交付金1億4,711万9,000円などとなりました。

県支出金は6億8,210万5,022円で、障害者自立支援給付費等負担金8,549万7,660円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金6,121万8,984円、国民健康保険基盤安定負担金7,422万7,028円、福祉医療費補助金7,036万7,044円などでありました。

寄附金は2億5,220万2,907円で、主なものはふるさと寄附金2億4,672万6,107円であります。

繰入金は10億5,948万5,295円で、主なものは財政調整基金繰入金7億3,000万円であります。

町債は12億2,020万円で、その内訳は合併特例事業債が1億2,850万円、過疎対策事業債が6億4,430万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としております臨時財政対策債が4億4,530万円等であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費は1億2,344万2,326円でありました。

2款総務費は22億4,481万5,794円となり、主な内訳は総務管理費19億7,437万5,027円、徴税費1億6,702万6,640円であります。総務管理費の主なものは、一般管理費8億683万5,783円、財産管理費1億2,775万9,443円、企画費3億8,909万3,892円、地域振興費3億4,679万9,375円であります。

3款民生費は25億318万6,051円となりました。このうち社会福祉費は16億



6,389万1,997円で、主な内訳は社会福祉総務費1億4,017万5,165円、福祉医療費1億4,855万8,159円、障害者福祉費4億7,021万8,676円、介護保険費3億9,864万5,232円、後期高齢者医療費3億9,555万6,344円であります。

また、児童福祉費は8億3,925万5,360円であり、児童福祉総務費1億3,854万6,894円、児童措置費2億850万7,875円、保育等施設費4億8,621万7,080円等でありました。

4款衛生費は12億2,286万9,292円となりました。内訳は、保健衛生費4億6,955万5,803円、清掃費6億248万6,860円、水道費1億5,082万6,629円であります。

6款農林水産業費は6億1,566万236円であり、その内訳は農業費5億5,198万9,160円、林業費6,367万1,076円であります。

7款商工費は4億9,037万533円となり、その内訳は商工費9,130万3,610円、観光費3億9,906万6,923円であります。

8款土木費は18億3,876万2,831円となり、内訳は道路橋梁費9億8,062万9,266円、都市計画費5億3,887万4,054円、住宅費2億9,466万2,911円等であります。

9款消防費は5億6,319万5,745円でありました。

10款教育費は14億7,066万452円となり、その内訳は教育総務費2億8,595万6,205円、高等学校費4億9,774万8,400円、社会教育費1億4,599万1,154円、保健体育費1億6,057万2,914円、学校給食費2億3,160万5,495円等であります。

12款公債費は21億1,484万5,433円となり、元金は20億3,923万5,593円で、利子は7,560万9,840円でありました。

以上、一般会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額25億4,793万7,305円、歳出総額23億2,908万5,318円、歳入歳出差引残額は2億1,885万1,987円となりました。

歳入につきましては、国民健康保険税が歳入総額の18.6%、県支出金が63.5%、繰越金が10.7%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の68.4%であります。平成30年度から国民健康保険制度改革により群馬県が財政運営の責任主体となりましたが、国保税の納付や保険証の発行などの窓口業務については、今までどおり町で行っております。

以上、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額2億8,900万611円、歳出総額2億7,064万4,334円、歳入歳出差引残高は1,835万6,277円となりました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が歳入総額の56.1%を占め、続いて一般会計繰入金の33.9%などとなっております。

歳出につきましては、大部分が2款後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の94.8%を占めております。後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となっており、町においては、主に保険料の徴収や窓口業務を行っているところでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額2億7,165万8,964円、歳出総額2億5,700万2,724円、歳入歳出差引残高は1億7,464万8,172円となりました。

歳入につきましては、介護保険料が歳入総額の18.2%、国庫支出金が24.9%、支払基金交付金が24.6%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の93.7%であります。

引き続き、健全な制度運営を基本として、真に必要な介護サービスの提供が図られるよう制度の拡充に努めてまいりたいと思っております。

以上、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第5号、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額は8億6,741万1,339円、歳出総額は7億7,177万3,263円で、歳入歳出差引残額は3,496万8,076円となりました。このうち翌年度より繰り越すべき財源額が5,168万8,000円でありますので、実質収支額は2,980万7,6円となりました。

歳入につきましては、使用料及び手数料が歳入総額の34%、一般会計繰入金が45.4%、町債が14.6%などとなっております。

歳出につきましては、2款下水道事業費が歳出総額の34.8%、3款公債費が57.9%などとなっております。

以上、下水道事業特別会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第6号、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入4億4,456万9,363円、支出3億9,875万6,992円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入2億8,431万4,978円、支出3億7,990万2,261円となりました。不足額9,558万7,283円は、過年度分損益勘定留保資金8,226万2,060円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,332万5,223円で補填いたしました。

以上が水道事業会計となりますが、認定第1号から第6号まで一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

**議長（小野章一君）** 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 澁谷正誼君。

(代表監査委員 澁谷正誼君登壇)

代表監査委員(澁谷正誼君) 代表監査委員の澁谷でございます。

ただいま議長のほうからご指名をいただきましたので、私のほうから決算審査意見書についてご報告申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第233条第2項の規定によりまして実施されるものでございまして、去る7月22日から実質11日間にわたって審査をさせていただきました。その結果を取りまとめたものでございます。

なお、これにつきましては、去る8月20日に鬼頭町長に提出をさせていただきました。

それでは、中に入りたいと思います。2ページのところで、一般会計からでございます。

まず、総説であります。表が2つほどありますけれども、真ん中、1、財政収支の状況でございます。平成30年度の歳入総額は141億9,774万7,383円でございます。予算額に対しましては94.44%、調定額に対しては94.32%でございました。上に表がございますけれども、これは前年度との比較でございます。前年度よりもやや差し引き残高がふえたかなという気がいたします。

次に、自主財源の関係でございます。自主財源の約6割を占める町税につきましては、35億3,448万5,503円でございます。歳入全体に占める割合は24.89%となっております。自主財源につきましては、町で徴収できる税金と、そういったものが含まれているわけでありまして、この表にございますように、昨年との、30年度と29年度、ほぼ同じような割合で推移しているというふうに見ていいかと思っております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源4億8,104万8,000円、これを差し引きまして、実質収支額は4億9,611万7,955円でありまして、この中から2億5,000万円を財政調整基金へ繰り入れするという予定になっております。

2番の財政運営の状況でございます。歳入につきましては、町税における収入未済額は5億8,926万3,654円でありまして、調定額に対しましての収納率は82.47%でございました。不納欠損は1億6,222万658円となっております。

歳出につきましては、予算額150億3,391万3,000円、これに対しまして、支出済額が132億2,058万1,428円でありました。このうち不用額が9億640万8,572円、そして翌年度への繰越額が9億692万3,000円がありまして、予算の執行率としては87.94%となっております。

次のページ、基金の状況でございます。基金はそれぞれ条例に基づく積み立てと運用利子、その他積み立てを行ったところであります。

ここに表を掲載しておきました。昨年度末には15の積立基金があったわけでありまして、30年度末には14の積立基金ということでございます。それぞれこれから目的を持った基金でございまして、今後とも十分その内容に精査した管理をお願いしたいと思っております。なお、この前年度末と今年度末の差額約5億円積立基金が減っているという状況でございました。

次に、各節であります。

参入決算の推移、これは町の歳入の状況を28年から30年の3カ年分にわたって掲載

したものでございます。ほぼ毎年同じような動きをしているというのが見てとれるかと思  
います。

ただ、この中で特記するのは、先ほど町長のほうから話がありましたように、寄附金が  
2億5,220万2,907円ということでありまして、これのほとんど98%はふるさと  
納税基金であります。ふるさと基金でありますけれども、その29年度は寄附金4億7,  
281万9,110円のうち、約4億6,600万がふるさと寄附金だったわけでありませ  
けれども、今年度は前年度に比べまして53%の寄附金しかなかったというのが実態とし  
て見られるわけであります。

次のページ、歳入の主な状況を各款ごとに見てまいります。

町税につきましては、調定額42億8,596万9,815円に対しまして、収入済額は  
35億3,448万5,503円でございます。収入済額は平成29年度に対しまして1  
億3,449万951円の減というふうになったわけであります。特に3項の軽自動車税  
は前年を上回ったわけでありませけれども、その他の税がそれぞれ前年を下回ったとい  
うことが影響しているというふうに考えます。町税の収入済額のうち固定資産税が全体  
の65.51%、町民税は23.36%でございます。調定額から収入済額、これと両方とも  
減額になっているわけでありませけれども、収納率につきましては上がっております。  
収納に関する努力が見てとれるかと思えます。今後も同様な収納の努力を続けていただ  
ければと思っております。

表に、ごらんになりますとわかりやすいように、収入未済額、後ろから2段目の表にご  
ざいます。平成29年度は約7億円が収入未済としてあったわけでありませけれども、3  
0年度は約6億円、1億円強が収入未済を免れることができた、収入を徴収することが  
できたという表の見方でございます。

10款の地方交付税、地方交付税につきましては49億1,148万円でありまして、  
利根商業高等学校分として3億8,873万2,000円が含まれておりまして、これを表  
にまとめたのが下に出ているわけでありませけれども、利根商分を除いた実績、町で使  
える交付税としまして、30年度は45億2,241万6,000円、29年度につきま  
しては46億3,800万円余りということで、29年度から比べて約1億2,000万円ほど  
地方交付税が減ったという実態が見てとれるかと思えます。

次の6ページの表でございます。この表につきましては、12款から20款までの収入  
未済額の状況を記載したものでございます。ごらんいただければと思えます。それぞれ未  
納の内容を精査していただきまして、住民間の公平性や財源の確保、あるいは制度維持の  
観点からも、場合によっては法的措置も踏まえての徴収を望みたいというふうに思  
っております。

次に、歳出でございます。1款の議会費、議会費の歳出総額は1億2,344万2,32  
6円でありまして、昨年よりも約1,400万円支出が少なかった。この支出額の変動に  
つきましては、解散による空白期間、あるいは活動の減少や議員辞職等で減額とな  
っているということでございます。今後も開かれた議会を目指して、活発な議会活動  
を期待するものでございます。

以下、2款からお話し申し上げますが、各款の冒頭に書いてあります数字につきましては、それぞれ先ほど町長のほうから細かい数字は提示ございましたので、特にコメントの部分についてポイント的にお話をしたいと思います。

2ページの上から2行目であります。近年、豪雨災害等、想定外の災害がふえている中で、初めに人命救助等を行うのは自主防災組織が頼りになってくると考えます。自主防災組織については、各区の区長さんが代表で運営しているかと思えますけれども、地区によりまして、若干その温度差、これ毎年そうなんですけれども、活動に温度差があるということも見受けられます。自主防災組織がより活動しやすくなるような啓発活動を、今後も続けていただければと思っております。

また、町における人口減少と高齢化問題、これを考えた場合には、移住・定住の促進、あるいはそのための環境整備というのは、非常に重要な行政課題の一つであろうというふうに思われます。そんな中で、地域にある活用されていないものを新たな資源として価値を見つけビジネスを起こす、ないものはつくればいいじゃないかという発想のもとに、新たなまちおこしでローカルベンチャー創出支援事業というのが、令和元年度より計画は始まっております。本町に新しい風を吹かせ、他市の考え、あるいは力集まるよう計画をぜひ進めていただければと思っております。

3款の民生費であります。七、八行下の生きがいを感じている高齢者の割合、これは平成29年度は77.6%、これが30年度には75.2%と、若干低下しております。高齢化社会にありまして、高齢者の多くが生きがいを感じている、こういうことは、健康寿命を延ばし、元気な本町が形成されるところでございまして。高齢者が生きがいをつくれる活動を続けていただきたい。

また、地域で支えあう福祉活動を行っている町民の割合は、平成29年度27.4%から平成30年度は29.5%と若干上昇しております。今後の高齢社会にあって、なお地域においてさまざまな形での協力関係というのが求められておりまして、生きがいを持ち、元気な高齢者がこれからも地域を支える存在として積極的に協力してもらえそうな仕組みづくり、ネットワークづくりなども期待したいところでございまして。

また、町民アンケートの結果で、自分の子供が心身ともに健やかに育っていると感じている保護者の割合が平成28年度は89.9%でありましたけれども、平成29年度は85.9%と若干低下しております。しかし、平成30年度につきましては89.4%と、若干また今度はふえたという実態があります。この数字がわかりづらい理由として、20代保護者の実績値がちょっと低いなということが影響しているというふうに見られているわけでありまして、ただ、本町の子育て支援策は、ほかの市町村と比較いたしましても非常に水準は高いというふうに考えております。また、未確認児童がないように細やかな対応をとっておりまして、大変努力をしているんじゃないかというふうに考えられます。今後も子育て支援の充実を図り、子育てしやすいまちづくりに励んでいただければと思っております。

次、4款の衛生費であります。この項の下から3行目の平成29年度ユネスコ・エコパークに登録されました。自然と共生するみなかみ、その姿が世界のモデルであるというふ

うに認められたことと思います。そういった意味では、今後ともごみの減量化・資源化について啓発活動を推進するとともに、美しいまちづくりについても積極的に取り組んでいただければと思います。

次、6款の農林水産業費であります。今、最も問題になっておりますのは、鳥獣による被害であります。被害金額を見ますと、平成28年度で745万5,000円ありました。これ平成29年度は722万1,000円、平成30年度は645万4,000円というふうに、このところ、その辺若干被害額は減少しております。これは被害に遭った作物にもよるわけでありまして、これに対して、被害面積につきましては、平成28年度が9.0ヘクタールから平成29年8.4ヘクタール減少してきたわけでありまして、平成30年度には8.6ヘクタールとやや増加しております。鳥獣被害につきましては、農作物被害だけでなく、人的被害につきましても大変重要なこととございます。昨年度は2件人的被害があったというふうに聞いております。ここ数年、熊等の目撃情報は増加しておりまして、令和元年度に入ってもたくさんの目撃情報が出ております。今後も対策を強化し、特に人身被害が出ないように、十分な対応をお願いしたいと思います。

7款の商工費であります。この中で、観光面で見ますと、宿泊客、入湯客、観光消費額とともに、平成28年度に比べると、平成29年度は低下したわけでありまして、平成30年度につきましては、入湯客数を除きまして全体的に向上したという実績が見られてございます。今後、デスティネーションキャンペーン、あるいは東京五輪、こういったものが開催されるに当たりまして、国内外に向けて情報を発信する好機だろうというふうに考えております。この町は、我々住民が思っている以上に魅力のある自然を抱えているということに誇りを持って、関係団体との連携を図りながら、一層の情報展開を期待したいと思っております。

8款の土木費であります。都市計画道路につきましては、順調に計画が進んでいると考えております。町民の利便性が向上するよう、引き続き施策の展開を期待したいと思っております。

一方、令和元年度に定住促進住宅がオープンいたしました。今後も若い世代やI・Uターンの方々が住みやすい、暮らしやすい町営住宅政策を進め、人口減がとどまるような施策の展開をぜひ望みたいと思っております。これにつきましては、また後ほどのところで申し上げます。

9款の消防費であります。消防自動車の更新、防火水槽の更新計画等は計画的に行っていただいております。最近では、消火栓の設置要望が増加しております。水道事業との関連により計画的に設置を行っていただきたい。

なお、消防団につきましては、若い方の減少が続いておりまして、維持が非常に難しくなっているという状況が聞かれます。団員の待遇の改善等、組織の再編を行いまして、現況に即した形で計画し、住民の安全・安心を守るよう、ぜひお願いをしたいと思っております。

10款の教育費であります。次のページの3行目あたりから、みなかみ町立の小・中学校の統合推進計画に基づきまして、月夜野地区の小学校、みなかみ町内の中学校の統合の

計画が進められております。町の宝である子供たちが伸び伸び成長できるよう、教育環境の整備充実はぜひお願いをしたいというふうに考えます。

13款の諸支出金、これにつきましては、歳出総額は199万7,363円ですが、これはほとんど土地開発公社費が主なものでございまして、平成30年度につきましても、土地開発公社決算を審査させていただきました。出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法、適正であったというふうに認めるところでございます。

次に、11ページ、第2の特別会計であります。

ここには、総括として、町内にあります4件の特別会計を総括して一覧表にしてございます。それぞれごらんになっていただければと思います。

一般会計からの繰入金の状況、これも前年と比べてそう大きな差はなく、全体的には昨年93%繰入金が減ったという状況がありました。

次の2つの表は、それぞれ歳入と歳出関係につきまして、予算額、あるいは調定額に対する調定額とか収入済額の割合、それから予算額に対する支出済額、あるいは不用額の割合、これを見たものであります。年々そう大きな差はなく推移していると思っております。

次の収入未済額の表であります。収入未済、30年度4つの特別会計の合計で2億1,292万5,679円、これ昨年は2億4,000万の上あったわけでありましてけれども、前年よりも収入未済が約2,800万円減らすことができたということが見てとれるわけでありまして。

次の特別会計の各会計状況であります。

それぞれこれ数字だけでございまして、先ほど町長のほうから細かく説明がございましたので、ここにつきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。

第3が企業会計。これも、13ページは割愛させていただきます。

14ページの事業運営であります。まず最初の未収金1億4,257万6,230円、これは、平成31年3月末現在の水道料金、あるいは加入金国庫補助金でありまして、一般会計が出納閉鎖になります5月末現在には、約4,100万円まで減ったという実態でございました。水道料金未収金は累積額でございまして、適正な処理が強く望まれるところでありまして。

次に、経営成績について、営業収益営業利益率とか経営資本回転率、経営資本営業利益率、これ3つの指標について一応計算はしましたけれども、ご案内のように、みなかみ町というのは非常に山手が多くて、あるいは人家同士が遠く離れているというような状況もございまして、投資した投資額に対して営業利益がそう上がらないというのが、これはもう前からの話でございまして、実態的にやむを得ないかなという感じがしております。少しでも状態が改善できればということをお願いしているところでございます。

これで、③のところ、一般会計からの補助金6,022万6,629円で、これは全額法定内でございます。経営基盤の強化への取り組みの成果が上げられるというふうに考えられます。今後もさらなる健全化に向けての努力を求めるところでございます。

次に、15ページ、第4の審査結果の総括意見でございます。

平成30年度の決算審査は、前年度決算審査に引き続き、契約書の締結が必要な事業、補助金交付事業について重点的に審査をさせていただきました。

まず、歳入についてであります。町税及び使用料等は、町を支える礎でございます。収入未済額をふやさない対応を今後も重要課題として取り組んでいただければと思います。毅然とした厳しい対応によりまして、住民間の公平と財源の確保に努めることは、今後厳しさを増すと予想されます財政運営の上からも強く望まれるところでございます。

なお、滞納者への督促あるいは交渉、それから滞納管理及び滞納繰越金の記票におきましては、トラブルやミスの発生を防ぐためにも複数の職員で対応していただきまして、年度末には再度収入未済額の確認を行うなど、二重チェックを基本として取り組んでいただければと思います。

この下に、収入未済額の推移を一覧で表示いたしました。前のところでも、6ページでも収入未済額は表示しましたがけれども、それに加えて町税でありますとか、あるいは特別会計等も含めて一覧に表示いたしました。これ絶対的に見ますと、平成30年度収入未済額は合計約10億円です。平成29年度末は11億7,000万円ということでございまして、昨年から比べますと、収入未済額は1億7,000万円減らすことができたという、大変皆様のご努力を感謝したいと思います。

次に、歳出についてであります。健全財政に向けまして、地方債の新規発行の抑制等、鋭意努力されていることが認められます。しかし、地方交付税の合併算定がえによる加算措置が平成28年度から段階的に削減されておりまして、令和3年度からは完全に一本算定になるわけであります。このことを想定いたしまして、個別の事務事業の必要性、あるいは重要性についてもさらなる検討を進めていただきまして、小・中学校との統合計画が進行しております老朽化施設の修繕等も必要になってきます。必要な経費を念頭に入れまして、経費の節減に努めていただければと思います。

また、契約書の締結が必要な事業は、財務規則を遵守していただきまして、請負業者選定委員会の諮問を確実に受けて事務を進めていただきたい。出先機関の職員の方も含めて、契約書の締結が必要な事業、あるいは補助金について、職員の理解を深めるための研修等も実施して、人員減、業務量増の中の厳しい面ではあると思いますが、支払い、契約内容、契約文書の確認等、初歩的なチェックも怠ることがないように、ぜひ事務を行っていただければと思います。

また、補助金に関しましては、補助対象額の積算根拠を明確にし、補助金交付要綱に沿った公正、公平な補助金執行を行っていただければと思います。

3の積立基金であります。平成30年度決算による基金等の総額は74億円となりました。前年を約5億円下回ることになったわけであります。先ほど申し上げましたように、合併算定がえによる加算額の減少という地方交付税の方向があります。今後の町財政に与える影響は非常に大きいものがあるわけでありまして、今後想定される各種の多額な費用負担が町財政を圧迫させることは、これは想定にかたくないわけであります。今後はそうした要素を加味しながらも、柔軟かつ大胆な行政運営が求められることになりまして、そのためにも適切な基金管理に努めていただければと思っております。



4番の行財政改革についてであります。これまで財政の健全化に向けまして、行財政改革のための行動指針に基づき鋭意取り組んできたことによりまして、一定の効果を上げてきていることについては、大きく評価できるところであります。こうした中で、職員数については、当初目標を達成する人員の削減ができたわけでありましてけれども、ただ、近隣市町村、あるいは類似団体と比較すると、まだ削減の余地があるというふうに言われております。しかし、急速に進んだ職員削減という状況にある中で、従前からある事務事業をそのまま継承しているものも多くあるようでございますし、また社会的要請の高まりによる業務の増加等もあると思われまして。一方では、今後、会計年度任用職員制度の導入、あるいは定年制延長の動きなども、社会的変化が想定されます。これらの状況を踏まえ、あらたな人事管理とともに、現状と将来を見据えた事務事業の構築が急がれるところでございます。

その一環として、長年議論されております公共施設の統廃合、整理・縮減といった課題につきましましては、平成30年度に総務課の中に構造改革推進室というのが設置されまして、検討が進められてきたというふうに思われます。これは、令和になりまして室が変更されて、政策室になってございますけれども、早急な整理・縮減の方向性の確立を強く望むところでございます。同時に、事務事業に対する的確な状況判断と対応力の向上、また職員の一人一人がさらに改革意識を高めることや、研修の充実などによりまして、職員減をカバーできるような人材育成と効率的な行政運営につきましても、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

5番の町営住宅の再配置についてであります。町営住宅につきましましては、住宅に困窮している人のための低廉な使用料で住宅を賃貸するという社会福祉の一環として位置づけられてきております。当町では、高日向団地が昭和46年に建設が入りまして、144戸という、町内で最も大きな団地として供用されてきている。それを含めまして、合計12団地、約500戸分の利用が可能な状況にあるわけでありまして。しかし、近年、社会的状況の変化の中でありまして、利用者がかなり少なくなっているという状態がございます。平成29年度については360戸、平成30年では344戸と、全体の約7割程度の利用にとどまっているという状況にあるわけです。

このたび、その一部で若年層を意識した定住促進住宅として活用が図られることとなったわけでありましてけれども、全体的に見て、今後大幅に利用者が増加するという状況にはないのではないかというふうに考えられます。各団地ごとの地域の特性、そしてその団地を取り巻く状況などを分析するとともに、関係機関等との協議も含めながら、将来に向けてあるべき姿を検討するべきだと思われまして。特に、最近では都市部の高齢住宅、高齢者が増加しているという中で、サービスつき高齢者住宅というものの導入というものも図られているというのは聞いております。用途変更等も含め、そういったものも、運用者はいるかどうかは別としまして、そういったこともぜひ検討していただければとは思っております。

次の自営型林業の目指すものということで、町では、平成28年度に、町内の山林所有者1,000人にアンケート調査を実施したようでございます。その結果、山林を現在適

正に管理している人、要するに山へ入って管理しているよという人は、全体のわずか13%しかいなかった。逆に、約4割の人が現状すら把握していない、要するに森の中に入らない、入れないという、そういう状況が出ているという実態が出ております。

こうした中にありまして、町では、自罰型林業推進事業として、平成29年度に560万、平成30年度には620万円、この事業費を当てまして、新たな林業経営のあり方を推進してきました。この自罰型林業というのは、限られた山林を離れずに、その山林から持続的に、例えば間伐等をしながら収入を得ていく、要するに昔ながら的林業と言えれば言えるかと思えます。作業道を高密度に設置することで、豪雨などによる山の崩壊を防ぎ、あるいは無理のない間伐を繰り返すことによって、残った木の生長を見込むことができますから、将来にわたって樹木の価値を高めていく、そういったことがある。あるいは、作業を続けていくことによりまして、獣の入りにくい環境というのができ上がる、そういうことも考えられるわけございまして、非常にすぐれた環境保全型林業と言えらんじやないかというように考えております。

町で実施した研修にも多くの参加者を得て、今後に期待が持たれるわけでありませけれども、引き続き研修の充実を図りながら、施工、伐倒、危険防止等に期待する技術の研さんと販路の拡大、これを開拓を図りつつ、エコパークの理念、いわゆる地域を守る、生かす、そういった方策の一つとしても、積極的な推進を期待するところであります。

なお、山林は、持続可能な資源、さらには温暖化対策には非常に大きな効果があるというふうに考えられておりまして、最近では林業に対する見方も大きく変わりつつあるというのが常識でございます。森林面積の大きいみなかみ町としては、ぜひ林業を基幹産業の一つとして今後も取り組んでいければというふうに考えまして、十分な対応を望みたいと思っております。

次、7の空き家解体補助金についてであります。住民の安全の確保、あるいは豊かな自然環境の中で観光行政を積極的に進めていく当町につきましては、このところの人口減少、あるいは高齢化、それから生活単位の変化、こういったさまざまな状況があろうかと思えますけれども、生活実態をなくした、いわゆる空き家の存在があちこちに散見されるわけでございます。こうした中で、町では、平成30年度に空き家解体補助事業を実施いたしまして、個人所有の空き家を自主的に解体する場合、解体費用の一部を補助することといたしました。現在見られる空き家は、ほとんどが耐用年数が旧耐震基準のものというふうに見られまして、その場合には、上限で30万円が補助されることとなります。この事業に対する問い合わせも非常に多いというふうに聞いておりまして、補助金としての性格はあるわけでありませけれども、一定の制約はこれ当然のことであります。ただ、条件の見直し、あるいは補助額の設定方法、こういったものをさらに検討して、要望のある多くの町民に対応できるような方向ができればなということを考えまして、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

次に、8番のテレワークセンターの活用であります。今、多くの自治体において、人口減少、あるいは高齢化、そして地元経済の低迷、こういったものの問題を抱えておりまして、都市と地方の格差が拡大しているということがあるわけでありまして、町政運営に大

きな課題が突きつけられているのではないかというふうに考えます。こうした問題解決の一つの方法として、テレワークセンターというのが注目されているかと思います。町でも、平成29年度にサテライトオフィスを開設いたしましたして、総務省の補助事業を導入いたしましたして、サテライトオフィスを実施し、659人の利用がありました。ただ、平成30年度は385人の利用者であったというふうに聞いております。平成30年度には、この防音性の高い間仕切りも設置をしたようございまして、サテライトオフィスとしてより活用がしやすい環境が整ったものと思われまます。町の山、川、こういった特徴を生かしながら、地域性をさらにアピールし、各種のイベントや交流機会を有効に活用しながら、高度情報化時代を見据えて、人、企業の活発な交流を大いに期待をしたいと思っております。

以上、要望事項を含め、意見を示したところでありまして、本町の将来に向けて対応を望みたいと思っております。

平成30年度決算につきまして、出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じまして、会計処理は適法、適正であるというふうに認めたので報告をいたします。

以上、終わりに当たりまして、議員諸兄並びに町の関係者のそれぞれのお立場でのこれまでのご努力に敬意を表するとともに、引き続き、みなかみ町の発展のためにぜひご尽力をいただきますようお願いを申し上げます、私からの決算審査意見の報告を終わらせていただきます。

**議長（小野章一君）** 以上で決算審査の報告を終わります。

ご苦労さまでございました。

これより質疑に入ります。

認定第1号から認定第6号につきましては、後日、連合審査会を開催しますので、質疑は簡明に願います。

まず、認定第1号、平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小野章一君）** ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小野章一君）** ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、平成30年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小野章一君）** ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、平成30年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、平成30年度みなかみ町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、平成30年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成30年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、平成30年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第24 議案第65号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（小野章一君） 日程第24、議案第65号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第65号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,790万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億8,372万6,000円とするものでございます。

歳出補正の主なものですが、2款総務費、1項総務管理費7,794万円の増額は、たくみの里活性化事業5,200万円、ユネスコ・エコパーク推進事業400万円、猿ヶ京温泉交流公園管理運営事業1,703万5,000円が主なものでございます。

3款民生費では、1項社会福祉費1億2,258万1,000円の増額は、プレミアム付商品券事業1億2,192万1,000万円が主なものでございます。2項児童福祉費2,965万5,000円の増額は、保育等施設給付事業でございます。財源内訳の欄に一般財源が計上されておりますが、子ども・子育て支援臨時交付金が地方特例交付金として一

般財源に分類されるためでございます。

4款衛生費では、2項清掃費64万6,000円の増額は、生ごみ処理容器等購入費補助事業でございます。

6款農林水産業費では、1項農業費の2,082万8,000円の増額は、農林漁業体験実習館管理運営事業1,298万円が主なものでございます。2項林業費160万円の増額は、ナラ枯れ対策事業でございます。

7款商工費では、2項観光費987万円の増額は、地域ポイントシステム運営活用事業605万円、観光センター改修事業352万円が主なものでございます。

8款土木費では、2項道路橋梁費2,387万円の増額は、町道関口大原線道路改良事業2,000万円が主なものでございます。4項都市計画費101万5,000円の増額は、湯宿地区街なみ環境整備事業で、5項住宅費150万円の増額は、空き家解体補助事業でございます。

10款教育費では、1項教育総務費450万円の増額は、スクールバス整備事業でございます。5項社会教育費1,025万8,000円の増額は、中央公民館改修事業715万円、埋蔵文化財調査事業231万円が主なものでございます。

11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費5,040万円の増額は、6月及び8月に発生した豪雨災害によるものです。2項土木施設災害復旧費1,324万円の増額は、8月の豪雨災害によるものでございます。

財源となる歳入補正ですが、主な内訳は、地方交付税9,594万3,000円の増額は普通交付税です。国庫支出金3,264万3,000円の増額は、プレミアム付商品券事業費補助金2,410万円の増額が主なものでございます。繰越金4,611万7,000円の増額は、純繰越金です。諸収入9,977万9,000円の増額は、プレミアム付商品券売捌収入9,640万円が主なものです。町債3,690万円の増額は、過疎対策事業債1億1,180万円、災害復旧事業債2,660万円の増額と臨時財政対策債1億150万円の減額でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第65号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第25 ごみ処理調査特別委員会委員長報告（最終報告）

議長（小野章一君） 日程第25、ごみ処理調査特別委員会委員長報告（最終報告）についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

ごみ処理調査特別委員会委員長中島信義君。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） これよりごみ処理調査特別委員会の最終報告を行います。

ごみ処理調査特別委員会は、前町長の議会不信任決議に伴う議会解散の争点として、RDFに言及したことにより、町民に対して多大な不安を与えたこと並びに町有施設遊神館でのRDFボイラー実証試験事業に関する検証を進めるため、また平成30年12月の議会定例会で設置されました。そして、平成31年3月の議会定例会において、当委員会の中間報告をさせていただきました。その内容をより詳細にまとめて本日の議会定例会に最終報告をさせていただきます。

今回の最終報告では、茨城県古河市のS商店へ、固形燃料RDFの販売を打ち切った経緯、みなかみエネルギーサービスとの接点及びRDF実証試験の協定書などについて報告いたします。

平成26年に、元町長より、奥利根アメニティパークの経費削減見直しの指示を受けた。当時の担当課長が、経費削減は町民の負担軽減になるので、平成27年度よりRDFの町内循環型構想推進の検討を始めたことは、これは評価したいと思います。

議会全員協議会で、当局より、RDFボイラーの実証試験を民設民営で行うと報告を受けました。当時、RDFの運搬費は1トン2万1,000円のこの委託先、IHI観光エンジニアリング——以下、IKEと申します——IKEは、茨城のS商店に減量で受け入れができないか否かの確認をしたが、S商店は、今まで同様、全量でなければ受け入れることができないと回答してきた。平成29年3月14日に、町とIKEとの協議が調わなかったため、S商店に28年度末で終了、来年度からはなくなる旨を連絡したとある。

調査特別委員会は、平成31年2月13日に茨城県のS商店へ伺い、担当のN取締役執行役員に聞き取り調査をしたところ、次年度に向け大型トレーラーまで購入し、継続の意思はあった。一度切ったらその次は受け入れられないとの回答をしたとのことでした。取締役執行役員のNさんは、あくまでもIKEのもとで事業をしていたので、みなかみ町の職員とはかかわっていないとのことでした。このRDFの運搬量については、元担当課長が運搬量の減量をIKEと協議したが、ゼロか100かの回答に、来年度はゼロにしてみたいと、元町長の決裁もなく、独自の判断でお願いしたものであります。

RDFは、平成29年4月から1日約10トンから生産されており、奥利根アメニティパークでの保管量が限界に近くなったため、運搬処理の見積もりを2社からとり、ウイズウェイストジャパンと1トン3万9,000円で運搬処理契約を締結した。その結果、倍近い多額の費用がかかっている。このごみ処理経費の削減が進んでいない状況であると言わざるを得ない。

次に、RDFボイラーですが、28年1月に、みなかみエネルギーサービス——以下につきましてはMESと言います——の代表者が来庁。元担当課長に面会。RDFをボイラ

一で燃焼し、熱源としてスポン事業をしたいとのこと。そして、北海道富良野市でのRDFボイラーの実用状況、これは加温熱供給方式ということでもあります。その説明があり、同年6月に、町当局より、議会の厚生常任委員会へそういう報告がありました。厚生常任委員会より、担当課に町内循環が可能であれば連携をしたほうがよいと提案した。同年7月20日より、厚生常任委員会でRDFボイラーを実用している先進地、北海道富良野市へ視察。事前に運搬しておいた当町のRDFをボイラーで燃焼し、それは可能であることは確認しました。しかし、排ガスより基準値の7倍以上のダイオキシンが発生したとのこと。

次に、MESの代表者がみなかみ町へ来た経緯は、当初、富良野市からの紹介でしたと町から議会へ報告があった。しかし、我々が調査した結果、富良野市も紹介した事実はないとのことでした。元担当課長の勘違いであったことが判明した。MESの代表者は、RDFを製造している自治体をインターネットで検索し来庁したとのことでありました。平成31年4月26日の調査特別委員会で、MESの代表者が元町長に面会したか、また誰が紹介をしたのかの確認を、現在の担当課に依頼した。そして、令和元年5月15日の調査特別委員会の席上、担当課より、公式記録に面会した事実はなかったとの報告。そして、非公式での面会も確認できなかったとのことでした。その後、8月9日の調査特別委員会で再度確認したところ、非公式で面会した事実が判明しました。

次に、町有施設遊神館地内で実証試験をするための協定書ですが、平成29年9月22日に起案し、元町長より決裁があり、平成29年10月3日に、MESの代表者と協定書を締結したことを、元町長と元厚生常任委員長に報告した。そして、実証試験に向け動き始めた。同年10月30日に、新町長にM氏が就任。11月中旬、協定書がないとのことで、元担当課長が前町長と元議長へ提示した。その席上、協定書に不備がある旨の指摘があり、変更指示が出た。そして、MESに対して協定書の変更とRDFボイラー仕様書等の提出を求めたが、現在も未提出のままとなっている。前町長は、昨年5月までは実証試験を推進していたが、一連の騒動後は方向を転換し、政争の具とした。また、多数の議員は、協定書の有無すら承知しておらず、情報共有の観点から反省すべき点は多々あり、慎重に進めるべきであったと言わざるを得ない。その後の議会の要請で、協定書は提示された。実証試験で、ボイラーの設置期間は1年間と確認したにもかかわらず、協定書の内容には、ボイラーの法定耐用年数以上との記載があった。さらに、実証試験が失敗した場合の後処理と責任所在の記載がなかった。初めから成功ありきではなかったかと思わざるを得ない。実証試験でありながら町有地内に無許可で施設を建設したことも不適切であった。協定書は事前に議会に提示されていたならば、これらの問題は生じなかったと思われる。

一方、実証試験に使うボイラーは韓国製であり、新古の判断がつかないものであった。平成31年2月12日に、調査特別委員会において同型ボイラーを実用している富良野市へ調査に行き、確認したところ、自動運転システム及び熱交換器の能力に課題が見受けられ、調整及び修繕を行っていたため、当時は稼働していない状況が見受けられた。調査特別委員会として、遊神館地内の実証試験には疑問を感じている。

最後に、ごみ処理調査特別委員会のまとめとして、RDFボイラーの実証試験を進める

ための一連の説明と協議が不十分であった結果、問題は大きく、複雑にしたと言わざるを得ない。昨年12月の議会定例会において、ごみ処理調査特別委員会が設置され、数多くの委員会、調査、そして関係者への聞き取りなど進めてきたが、調査特別委員会としては限界を感じた。今後、町当局として、この最終報告を受けて対応していただくことを申し述べ、ごみ処理調査特別委員会の最終報告といたします。

なお、この本報告書を委員全員で一言一句を慎重に協議し、取りまとめました内容です。皆様のご理解をお願いいたします。また、本調査特別委員会にご理解、ご協力いただいた関係者の方々に心より感謝と御礼を申し上げます。

議長（小野章一君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの報告について質疑はございませんか。

窪田君。

6番（窪田金嘉君） 6番、窪田です。

調査に際して、山地氏、それから木内氏、それから元課長、元町長と全員と会って調べたんですか、これは。

議長（小野章一君） 委員長。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） 調査はしておりません。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） この文章の中に、私の、直接ではないですけども、私を名指ししているような文面もあるわけですけども、今、窪田議員が調査をしたんですかという話で、していないと。中間報告の中に、5回の委員会と現地調査及び聞き取り調査を今後進めるんだと、進めているところで、今後進めるんだということが書いてある。それで、今回の最終報告も、数多くの委員会、調査、そして関係者への聞き取り調査などをした結果、委員会で一言一句検討してこの文章だということですよ。

しかしながら、私、茨城に行ったり、富良野まで行って調査をしたにもかかわらず、すぐそばにいる私に対しては、5月25日の読売新聞に、いわゆる最終報告書の検討をするという中において、新聞報道を25日にされた、24日の委員会の内容が報道されている。それまでの間、12月の委員会の設置から新聞報道された25日までの間においては、一度も私に対して話を聞かせてくれという話はなかった。これは、片手落ちじゃないのかなと思ってはいるんですけども、それは委員会、副議長が委員長で、各常任委員長が委員になっている、そんな立派な委員会だから心配ないだろうというふうに思っていたわけだ。そして、25日の新聞報道を受けて、29日だったかに全協があった。そのときに、私がこのことを指摘させていただいたんですけども、どうしてその情報がいわゆる新聞報道までに至ったか。

その辺はどうであれ、何回委員会が開かれて、中間報告には5回とある。きょうの最終報告には回数がない。何回の委員会があって、どういう方に聞き取り調査をしてということがあってしかるべきじゃないかなと思うんですけども、5月の新聞報道の後、私のと



ころに、特別委員長から電話が1回ありました。委員会の中で多分協力をいただけなかった元厚生常任委員長の高橋からは協力をいただけなかったというようなことが、多分委員会ではあったのかなど、私はこれは想像ですけれども。しかしながら、幾日か、6月になってからなんですけれども、その要請があった。しかしながら、なぜほかにもう少しやるべきことがあるんじゃないですかとお答えをただけで終わったわけです。正式な申し入れというふうには、私は受け取らなかったです。

その後、もう一度、全協が終わったら、副議長、特別委員長が私のところに来て、ちょっと議長室に来てくれと。私はその日、朝の全協が始まる前にその言葉をいただいておれば、やりくりして時間を割くことぐらいはわけはなかった。しかしながら、終わってからついでのように、議長室に来てくれ、何の用かわからなかったからお断りした。そんなことしか、私は受けた覚えがないわけであります。

そういうことで、この最終報告書、私に言わせれば、先ほど窪田議員が質問して、自信を持ってありませんと、そういうのを委員会全員が一言一句間違いなく認めたというのが理解できない。

質問ですから、何回の委員会をして、どなた様に聞き取り調査をされたのか、その辺について明確にお答えをいただきたい。

議長（小野章一君） 委員長中島君。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） 委員会並びに調査、聞き取り含めて17回行いました。当初6月に、定例議会において最終報告という話がありましたけれども、また委員会の中でもう少し調査を進めたほうがいだろうということで、1議会延ばして9月の定例議会に最終報告となりました。その中で、委員会の中でいろいろ議論・協議して、結果、以上報告した内容の形でこの調査等は一応終わりにしたいという全員の意見がまとまった経緯であります。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

（「誰にしたか聞きたいと思います」の声あり）

議長（小野章一君） 委員長中島君。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） 誰にしたかという、富良野市に行って、関根課長さんとも話をさせていただきました。あと、茨城のS商店のNさん、一応名前は控えさせていただきます。それとIKEの方、今はちょっと名字わかりますけれども、それと元の行政の担当課長さん、以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） ということになると、余り多くないなというのが私の感想なんですよね。もう少し聞いたほうがいい人は、私が思うのにはいると思うんです。業者どこへ行って聞いたというのは、それでこれだけの文章、全員の委員の方々が認めている。私のところにな

ぜ来なかったのかなと、今でも不思議なんですけれども、5月の最終報告書をまとめようとした段階までは一言もアプローチすらなかったですよ。なぜなかったんですか。

議長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 暫時休憩して、全協の開催を求めたいと思います。

議長（小野章一君） 高橋君。

15番（高橋市郎君） そんなもの、俺質問したんだから、すぐやってもらわなくちゃ困るよ。

議長（小野章一君） じゃ、今、高橋君の質問に対して、委員長中島君。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） なぜ私のところへ来なかったという話が、今発言がありましたけれども、これも委員会の考え方としてそういう方向でいましたので、それ以上はありません。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

本多君。

7番（本多公保君） 今年の、私この4月に初めて当選させてもらったときに、この内容に関しては全然知らなかったし、突然、前町長の不祥事で不信任が可決されたその日に、前町長が記者会見で、ここには多少触れてあるんですけども、セクハラ問題ではなくてRDF問題ですとはっきり言い切りました。そして、記者がもう一度確かめて、あなたの不祥事じゃないんですかと言ったときに、はっきりこのごみ処理のことだと、ごみのこと、RDFのことと言ったことを記憶しております。

このいろんな経緯につきましては、我々新しい議員、今までの経緯も何も存じませんので、この書いてあるとおりでと思いますけれども、私たちとすれば、新しい議員が6人あの当時当選したんですね。そのときに、町長が突然初めて議員研修会なんか開かれた日に、初めてマスコミに報道されたわけです。そのことについて、ですからはっきり言って、町長の自分の不祥事のすりかえだったわけですよと自分は感じております。そのことについてもう少し触れてほしかったというのが、質問といいますか、そのために議会がたった3カ月で解散して、あの中には仲間の議員の方も、これは選挙ですから、落選もこれはしょうがないとしても、前田町長は、解散した時点で自分の議員であった仲間に怪文書をつくらせたわけですね。それで、私の家にも何回も怪文書が来ました。誰が誰から何かをもらったとか、金が動いたとか、そういうようなことが、それに踊らされた議会があるんじゃないかなと、私ははっきりちょっと申し上げたいと思います。

ですから、そのことについて、もう少し本来ならここで、もう少しこの中で触れてほしかったんですけども、これは最終報告ですから仕方ありませんけれども、町民はこれでは納得しないんじゃないかと思えます。町長が、いろんな頭文字で、イニシャル出てきたわけですよ。何さんが、Nとか、Mとか、Aとか、それがお金をもらったとか、もらわないとか、そういうことは怪文書で、うちの特に新治方面には流れました。そのことについても、ここには全然触れていないので、町民はこれでは納得しないんじゃないかなと思えます。特別委員会のご苦労されたことには敬意を表しますけれども、この内容につきましては、私は個人的にはまだ物足りないんじゃないかなと違和感を持っています。

以上です。

議長（小野章一君） 委員長、ありますか。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） 最終に、限界を感じたという文言があります。皆さんが思う調査委員会では何でもできるというふうなことじゃありません。やはり、そこにはそれなりの相当な限界を感じたということで、文言を綴ってあります。このことにつきましては、当局のほうへ委ねましたので、そちらのほうでいろいろ調査というか、それを進めてもらえればということで、最終報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 本多君。

7 番（本多公保君） 申しわけないんですけども、もしまだ疑義が残ってこの最終報告になったんでしたら、もっと問題があるわけで、百条委員会なり何なりつくればいいわけですし、すっきりしないところは、もちろん以前の問題ですから、あっても当然だと思いますけれども、もし仕方ないからこれで打ち切ろうという最終報告でしたら、ちょっと納得できないんですけども、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野章一君） 委員長中島君。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） 一応、我々調査委員会とすれば、一応最終報告ということで、この記述のとおりということでご理解いただいて、その後につきましては、我々がどうのこうのと述べる筋合いのものじゃありませんので、今後にまた委ねていくという言い方をすればあれですけども、我々の調査委員会はこれで最終報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） よろしいですか。

高橋君。

15 番（高橋市郎君） 先ほど委員長が17回の特別委員会を開いたという中で、議員が傍聴を求めたら入れてもらえなかったということも聞いたんですけども、何回目かのいわゆる5月24日だったと思いますよね、委員会が開いて。そのときには傍聴を入れて、しかも報道機関の方も入れたということ、その辺が不可解。最終の報告書をまとめて、本来なら6月に報告をするというような予定だったのではないかと想定されるんですけども、そのときになぜ報道機関を入れたのか。17回の中で何回傍聴を認めて、何回傍聴を認めなかったのか。

その点と、もう一点は、ここにもあるように、私が委員長をやらせていただいたときには、岸さんが町長だった。岸さんの元町長ということもここに出ているようだけれども、岸さんにも普通なら話を聞かせてくださいというのが通例あることだと思うんだけど、なぜそれをしなかったか。私なんぞに聞いたって、そんなことは覚えの悪い俺なんかには聞いたらしょうがないから、そんな話はなかったろうけれども、ここ一番肝心の決裁権のある岸さん、しかも職員に指示できる立場だけれども、我々議員なんぞは、そういう意見を申し上げたって軽くあしらわれるということは、皆さんも前にいらっしゃる課長さんたちは幾らでもそんなことはやっている話で、よく言う話が、前、火葬場の話で、委員会として進めるべきということで最終お願いをしたのにもかかわらず、予算を蹴飛ばした30年

度予算だったものが、前の総務課長が蹴飛ばして、そのぐらいのことを平気のできるんだから、だから、委員長が議会がどうのとか、ここに載っているけれども、そんなことは余りないなど。なぜ、岸元町長にお話を聞かなかったのか、それは理解できないですね。なぜしなかったのか。

議長（小野章一君） 委員長中島君。

（ごみ処理調査特別委員長 中島信義君登壇）

ごみ処理調査特別委員長（中島信義君） それにつきましても、委員会の中で協議した結果、そういうことになりましたので、それはご理解ください。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今の最終報告の中で、特別委員会として限界を感じたと。そして、先ほども言われたように、議員のほうから発言されているように、この問題については、大変多くの町民が関心を持っている、こういうことだと思います。

それで、先ほど委員長があとは当局にお任せをすると、こういう答弁があったかに思います。全て当局にお任せをすると、こういうことでなく、特別委員会としての一つの区切りはつけますけれども、議会としては引き続き関心を持ってこれに対応していかなければならないんだなど、こういうふうに考えていますので、ぜひそういう姿勢でこれからも臨んでいただきたいと、こういうことを強く要望しておきたいと思います。

議長（小野章一君） そういうことで、久保議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ご苦労さまでございました。

お諮りいたします。

ごみ処理調査特別委員会については、委員長報告のとおり本日をもって終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、ごみ処理特別委員会については、委員長報告のとおり、本日をもって終了することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は午後1時半としたいと思います。よろしくお願ひします。

（12時24分 休憩）

（13時30分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



高齢者ドライバー対策は、1つの取り組みで解決するものではないと考えておりますので、今現在、町でやっている買い物支援とか、これはまだこれからの課題ですけれども、移動支援なども含めて検討していく必要があると考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 国や各自治体でも現在さまざまな対策を講じているようですが、これといった施策が見つからないのが現実のようです。当町でも努力はされていると思いますが、今後は町独自の取り組みを期待いたします。

また、そもそも高齢者ドライバーとは年齢が幾つになったときのことを指すのかというと、厚生労働省が医療制度による規定で65歳から74歳までは前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と定めているため、警視庁が毎年まとめている交通事故統計で高齢者ドライバーは65歳以上と定義しているようです。

高齢者の運転免許保有数は、毎年増加を続けています。この10年で75歳以上が1.9倍、80歳以上が2.3倍に増加しています。2017年に改正された道路交通法に基づいて、70歳から74歳までの運転免許証更新時、高齢者講習が義務づけられています。合理化講習ということで動体視力検査や実際に車を運転して状況を判断してもらい更新だそうです。

75歳以上の方は認知機能を調べる検査が義務づけられています。幾つかのイラストを見て記憶し、少し時間が経過してから思い出す記憶力の検査や時計の絵を描くことによって位置関係を把握する検査などが行われます。検査の結果は「認知のおそれがある」「機能低下のおそれがある」「心配ない」の3つに分類されます。このうち認知のおそれがあると診断された人は、医師の診断書の提出が義務づけられ、新たな取り組みも盛り込まれましたが、昨今高齢者ドライバーによる重大交通事故が相次いで起きており、運転免許証返納の声が高まっていますが、町長の見解をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 交通安全の観点から進められております運転免許証の自主返納については、高齢者ドライバーの安全対策に一定の効果があるというふうには思っております。

町は、平成30年度より運転免許証自主返納支援事業を行っております。この支援事業については、沼田交通安全協会の協力のもと自主返納者がワンストップの窓口で手続きができるようになっております。自主返納者には運転経歴証明書の発行手数料及びみなかみバスカード、これは額面で4,350円分ですけれども、2枚を補助しております。

利根沼田地区では、沼田市と昭和村で同様の事業を行っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 自主返納者サポート、これは各自治体でいろいろなサービスに取り組んでいると思いますが、町では運転経歴証明書の交付手数料の減額補助、またバスカードを2枚配布、そんなような特典もいいですが、運転免許証返納後の移手段としてのまた新たなサービスの取り組みも考えてはいかがでしょうか。

運転免許証自主返納支援事業、この30年4月より開始したそうですけれども、1年たちましたが年間どのぐらいの人数の高齢者が運転免許を返納しているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 高齢者の運転免許証、町で行っております運転免許証の自主返納事業で返納された方、平成30年度では74名、今年度は7月末までで30名の方に利用していただいております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 30年度が74名、思っていた以上に返納しているような感じですが、今後とも高齢者の割合の増加とともに返納者の数も毎年ふえてくると思います。各自治体では運転免許証を返納した高齢者への支援の強化に努めるなど、運転免許証を返納しやすい環境の整備に向けた取り組みを進めていますが、こうした対策は十分とは言えないのが現状であります。実際問題、単に免許を返納すれば済むという問題ではなく、高齢者からの運転免許証返納は交通弱者を大量発生させることになると思います。路線バスの本数やタクシーの減少、また鉄道が通っている地域も限られます。運転免許証返納は死活問題というのが実情ではないでしょうか。

安易な運転免許証返納要求は、地方の現状を見落としているのではないかと思います、町長の見解をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 高齢者が免許返納できない理由の一つとして、やはり移動手段がなくなることが上げられると思います。みなかみ町を含めまして地方の実態として公共交通に不便を感じている、または公共交通を利用できない地域を持つ自治体は多いと思っております。やはりこういった山間地域におければ、やはりそういった不便を感じている住民の方は多いというふうに思っています。

やはり先ほどの繰り返しとなりますが、買い物支援とか移動支援なども含めて幅広く検討していく必要があるというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） どんなに町が魅力ある優遇措置や特典を用意しても、なかなか自主返納できない事情を抱える高齢者や地域があることも事実です。車の依存度の高い地域に住む高齢者たちが少しでも安全に運転できる取り組みを期待いたします。

高齢者ドライバーの事故原因として考えられることに、操作ミス、行動ミス、判断ミス、予測ミス、認知などが考えられます。操作ミスや行動ミスではABSやブレーキアシストなどの車両側からの支援でカバーでき、今後もさらに進化していくものと思われます。

認知の対策としては、衝突防止システム等があります。また、ブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置があります。ことし6月に大泉町、県内の自治体で初めてブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置を取りつける高齢者の費用の一部を助成する制度を導入するという意向を明らかにしました。また、昨年より自動ブレーキシステムなどの安全装備の

備わっている先進安全自動車の購入費の一部の助成やドライブレコーダーの購入費を助成しています。

東京都は、緊急対策として、ことし7月31日からブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置の購入費用の9割を補助する新たな取り組みを開始しました。県内では、渋川市が早ければ今月末から費用を補助すると発表、このような取り組みで今後多くの自治体で助成の動きが出てくると思いますが、当町においては今後そのような考えがあるのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 高齢者ドライバーは長く運転をしてきて、安全運転に努めている方がほとんどだというふうに思っています。しかし、そのような方々でも予想もしないことが起こるのが交通事故だというふうに思っています。

高齢者ドライバーが多いみなかみ町においても、高齢者ドライバーの安全運転につながる支援が必要であるというふうには思っております。阿部議員、ご指摘のように、東京都や渋川市などで誤発進防止装置、そういったものに対する補助制度をつくって、事故防止に努めていこうというふうに動きがあることは承知をしておりますが、みなかみ町においても高齢者ドライバー支援について、議員の皆様にもご意見を伺いながら、今後検討していきたいと思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思います。

昨年、町内の商業施設の駐車場で高齢者が運転する車がブレーキとアクセルの踏み間違いをし、急発進、人をはねるところを目撃しました。車は店舗前の車どめ支柱にぶつかりとまりました。すぐにはねられた人と運転者のところに行き、確認しましたら私の知り合いの方だったんです。はねられた人は運転者の奥さんで、救急搬送されましたが、幸い軽症で済みましたが、一步間違えれば大惨事になるところでした。

今後、このような事故を少しでも減らすためにも、多くの高齢者の車にブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置を取りつける取り組みと、高齢者が免許証返納後もこれまでどおり不自由なく移動や外出のできるサービスの充実が求められます。

今後の新たな対策、取り組みを大いに期待しまして、次の質問に移ります。

次に、防災教育の重要性について質問いたします。

自然災害発生危険時には、住民は周辺状況の変化、行政からの情報をもとに災害発生前に避難することが必要となります。災害による犠牲者を減らすためには、防災教育等によって住民に避難を促すとともに、住民みずから判断して避難することのできる体制をつくる必要があります。災害が発生した際に被害をできるだけ小さくするには、事前の取り組みが必要であります。防災の取り組みをするに当たってやるべきことはいろいろありますが、その中の1つが防災教育です。

本年度、みなかみ町地域防災計画も改正され、新たな取り組みも必要かと思いますが、現在の防災教育の取り組みをお伺いします。



議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 大雨や地震等の自然災害は近年ゲリラ化、大規模化が顕著になり、全国で多くの尊い人命や財産が失われております。今まで災害等のなかった場所でも被災するなど、日本各地で大きな災害が目立つようになってまいりました。実際に災害が発生した際に、どのように行動できるかが被害を最小限に留めることや二次災害の発生を防ぐことにつながると思われます。

防災教育と言えるかわかりませんが、今年度よりみなかみ町自主防災組織活動補助金の金額を10万円に改正し、補助対象経費に情報伝達用資機材や避難用資機材、避難所の修繕等も可能とするようにしました。もちろん各地区が行う自主的な避難訓練の経費などにも使えます。身近なところで防災を考えることにつながればと思っております。

それから、今まで町では合併後、町組、栗沢、湯原、湯宿の各行政区と共催して、広域消防等、各種関係機関の協力をいただいて防災訓練を実施しております。幾つかの行政区の自主防災組織では、自主的に避難訓練や炊き出し訓練を実施しております。やはり災害が起きてからいろんなことを考えるのではなくて、災害が起きる前から、災害が起きたらどういった動きをしなければいけないかということ住民の皆さんが常にシミュレーションして災害発生時に行動できるようにすることが大切だと思っておりますので、いろんな形で訓練を積んで、住民の方に理解をしていただく、そういったことが大切ではないかなと思っております。

議 長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 町民や関係機関に対する防災知識の普及、また徹底に努めていただきたいと思っております。

住民の防災教育は、地域で助け合うことの重要性、いざというときはみんなで助け合うことが基本だと思っております。災害時の救助はスピードが全てです。身近な人の手助けが重要となります。ふだんから地域住民との知識の共有化、自主避難体制の確立を目的とした話し合いが必要と思っております。

平成16年から17年にかけて、栗沢地区をモデル地区とした土砂災害に関する住民の自主避難の確立を目的に、防災教育を実施しました。今後地域の防災力向上を見込んだ取り組みはあるのかお伺いします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 近年は情報技術の発達によりまして、天気や災害危険度などの予報精度も上がっておりまして、災害発生後の情報もテレビ、インターネット等で瞬時に住民に伝わるようになってまいりました。この情報を活かすためにも、災害発生前の避難行動が重要となります。各行政機関や報道機関も頻繁に情報発信を行っております。災害に備えるためには、議員のおっしゃるとおり、事前に訓練を行って自分の安全を確保するためのシミュレーションをすることが有事の際に役立つものというふうに思っております。

先ほども触れましたけれども、自主防災組織活動補助金制度を活用して、各自主防災組織で行う避難訓練等やって地域の防災力向上に役立てていただきたいというふうに思っ

ております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 自主防災組織の活動もなかなか見えてこないようなのですが、地域の防災力向上に力を注ぐことは重要であります。今後の取り組みを期待いたします。

昨年12月定例議会の一般質問で、防災士に関する質問をいたしました。その中で、今後専門家等の講演会を開く予定はあるのかと伺ったところ、当時の総務課長の回答では、資格取得後の研修や机上訓練、こういったものは県の危機管理室のほうで出前はいつでも応じる、団体関係機関と調整を図って実施してまいりたいと答えていますが、現在どのような方向で進めているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 防災士の研修等については、先ほど阿部議員が御指摘のとおり、12月議会で質問をされた答弁と余り変わっていないんですけれども、やはり町単独で行うことは難しいということがありまして、県の危機管理室が行うぐんま地域防災アドバイザーフォローアップ研修への受講者の推薦などを引き続き行っていきたいというふうに思っています。今年度は7月と12月に2回行われる予定でございます。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今後は防災士だけではなく、消防団関係者や、また自主防災組織のほうにも声をかけていただき、前向きな取り組みを期待いたします。

みなかみ町地域防災計画第3章に学校教育における防災知識の普及があります。東日本大震災をきっかけに学校での防災を見直す動きが広がっています。学校における防災教育、防災指導の中で、最も重要なのが避難訓練です。町の防災計画では、学校教育を通じて地震などに対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど児童生徒の防災意識の向上を図るものと書いてあります。

現在、町内の学校では、どのような災害を想定した訓練をしているのか。また、どのぐらいの周期で避難訓練を実施しているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

学校で行う避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的に実施しています。災害に関する避難訓練については、学校によって若干の違いはありますが、基本的には火災と地震を想定した避難訓練をそれぞれについて年に1回実施しております。月夜野北小学校や藤原小・中学校においては、土砂災害を想定した訓練も実施しています。

また、多くの学校が大地震を想定した児童生徒の引き渡し訓練を保護者と共同で年1回または隔年等で実施しています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 火災や災害が発生したときは、児童生徒の命を守ることが第一です。安全な環境を整備し、継続的な訓練の実施をお願いしたいと思います。

児童生徒への防災教育の場は、学校での避難訓練や防災に関する知識の習得だけでなく、みずからが地域を助ける担い手であるということへの理解を図ることも必要となります。災害時、避難所となる施設は、主に学校などの公共施設が中心となります。避難所としての学校における防災教育も必要と思います。地域と一緒に携わり、教育委員会やPTA、消防団等各団体と連携しての取り組みも必要と思いますが、その辺の考えをお伺いします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） お答えいたします。

管内の小・中学校は、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されております。また、藤原小・中学校、水上中学校、新治小学校は、福祉避難所にも指定されています。学校では児童生徒の安全確保が最優先であります。災害発生時の初動段階では、学校、教育委員会が連携して学校施設の避難所開設、受け入れ等を担うことが想定されます。

そのため、議員のご指摘のとおり、学校や教育委員会、町防災担当部署、そしてPTAや消防団などが避難時の対応や避難所となる学校施設の利用方法、運営方法等について事前に調整を図っておくことが必要だというふうに思います。まずは各学校と教育委員会において、学校が避難所となる場合を想定して、避難時の対応や避難所運営に当たっての事前確認を行うことが必要であると考えます。

現在はみなかみ町教育委員会学校教育に係る災害対応マニュアルにおいて、学校が避難所の開設や初動運営の中心的な役割を担うこと等について示しているところですが、関係部署等と連携を図り、さらに具体化していく必要があると考えています。

また、各学校は避難所を想定した訓練は実施していませんが、児童生徒に対して、万が一に備え、避難所で自分ができる行動は何かを考えるなど、いざというときの意識を高めておくことは現在も子供たちが大人になる将来にわたっても、大変重要なことだというふうに思います。学校と教育委員会が避難所開設や運営等について具体化していくときに、児童生徒の意識や行動をどう高めていくかも、あわせて検討していく必要があると考えています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 避難所運営では、児童生徒、教職員の安全確保に万全を期すということが第一の役割であります。学校防災計画や先ほど言った教職員のマニュアルの整備も重要となります。地域住民と学校、教育委員会での今後の連携体制の確立もお願いしたいと思います。

防災計画書の防災訓練の実施、指導では、町、県、警察及び消防機関、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、町民の災害発生時の避難行動、基本的

な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものと書いてあります。防災教育で最も重要なことが防災訓練です。防災訓練は大きく分けて2つに分けられます。緊急対応の模擬行動としての実技訓練と、図上での一定の状況を付与してシミュレートする図上演習などがあります。

実技訓練は、消火訓練や救助訓練、応急手当や避難訓練等が上げられます。以前、町でも地域と連携した防災訓練を行っていましたが、平成23年以降実施していません。ことし3月の定例議会の一般質問の中で、同僚議員が取り組みについて質問をしましたが、訓練の実施に努めると回答していますが、現在実施に向けた取り組みをしているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 災害に備えるためには、実際に訓練を行い体験することが大切だというふうには思っています。このところ、阿部議員が指摘するように、町では防災訓練を行っていませんが、各地域で自主的な訓練を行う自主防災組織の支援を行っています。平成29年には4地区、下石倉区、後閑区、町組区、湯原区において防災訓練や炊き出し、避難訓練などが行われました。また、平成30年には2地区、湯原区、湯宿区において避難訓練が行われました。自主的な訓練に際しましては、非常食のアルファ米やクラッカーの提供、講師の紹介などで支援を行っております。

引き続き、各自主防災組織に働きかけて、避難訓練を実施していただくよう宣伝をしていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

代表的な図上演習の方法として6つ挙げられます。

1つは状況予測型があります。これは多くの市町村でよく使われる方法で、イメージトレーニング方式の区分になります。

2つ目に、防災グループワーク、これは住民やボランティア、自主防災組織などが防災対策を考えながら行う方法です。

3つ目に、DIG（ディザスター・イマジネーション・ゲーム）、これは災害を創造したゲームという意味で、地域住民などが地域の防災マップや防災計画をつくるために行う方法で、以前栗沢地区がモデルとして行った取り組みがこれに当たると思います。

4つ目に、図上シミュレーション型、これは市町村の防災担当者が災害初期に直面する既存のマニュアルや計画の有効性を検証する実践的なものに適した方法であります。

5つ目に、避難所運営ゲームHUG、ハグといいます。Hは避難所、Uは運営、Gはゲームの頭文字をとってHUGです。英語でハグは抱きしめるという意味で、避難者をやさしく抱きしめるイメージと重ね合わせて名づけられたそうです。避難所の開設運営者になった場合、直面するさまざまな事態を想定し、マニュアルを作成、検証する方法であります。

最後6つ目に、クロスロード、これは災害対応カードゲームといい、カードゲームで楽

しみながら災害時の問題と対応策を学ぶ、災害時によく見られるトレードオフという状況への対応を考えることに特化した方法です。このトレードオフとは、一方を追求すれば他方を犠牲にせざるを得ないという状況のことです。

このように、いろいろな手法、方法が考えられますが、防災訓練の実施に当たり、年代を問わず多くの町民が参加してもらうには、ゲーム感覚で楽しみながら参加できる取り組みも必要になると思いますが、町長の見解をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ただいま阿部議員のほうから、防災に興味のない人の防災意識を高めることは難しいからゲーム感覚を取り入れた訓練をしたらどうかというお話だと思うんですけども、埼玉県、神奈川県 of 自治体がそういったゲーム感覚の訓練をして、楽しみながら防災意識を高めようという活動をされているというお話は聞いております。

まず、神奈川県の自治体ではさまざまなミッションをクリアーして、災害現場から脱出する、今若者の中で流行している脱出ゲームのような体験型の防災訓練が行われたというふうに聞いています。

また、埼玉県の自治体では、災害時に地域に取り残されるおそれがあります子供やお年寄りに防災意識を高めてもらおうとバケツリレーによる水を運ぶ競争や机の下敷きになっている人形をジャッキを使って救出し、タイムを競うゲームなどで体感する防災訓練などを行ったようでございます。

やはり訓練に参加していただくには、興味を持っていただくことが大切ですので、みなかみ町においても、これらを参考に今後考えていきたいなというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 地域だけの防災訓練だけでなく、町全体で町民を集めた大規模な防災訓練を期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

以前、同僚議員の一般質問の中で、片田教授という名前が上がりました。片田敏孝、日本の工学者、防災研究者であります。平成7年から平成26年まで群馬大学で教授をしていました。現在は東京大学総合防災情報研究センター特任教授をしています。専門は災害社会工学で、災害への危機管理対応、災害情報伝達、防災教育、避難誘導策のあり方について研究するとともに、地域での防災活動を全国で展開しています。主な著書に「人が死なない防災」「3.11 釜石からの教訓」「子どもたちに生き抜く力を」「みんなを守りたいのちの授業」等があり、日本の自然災害に対する防災研究の第一人者であります。以前の栗沢地区での取り組みにも参加してもらい、ハザードマップ作成の先駆けとして策定過程に貢献していただきました。

また、平成17年にみなかみ観光会館で防災訓練を実施していただきました。東日本大震災を教訓に知名度も上がり、日々多忙かと思いますが、またみなかみ町に呼んでいただき、防災講演を企画していただきたいと思います。職員の中には今でもコンタクトをとれる方もいると思いますので、今後、片田教授の講演会の開催の考えをお伺いしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 阿部議員がお話のとおり、やはり片田先生が群馬大学時代には、町にも何度かお越しいただいて、講演とかご指導をいただいたということはあったというふうに私も聞いています。私はいろんなところで片田先生のお話は聞いていますけれども、一番有名なのが「釜石の奇跡」と言われていることだと思うんですね。やはり自分の命は自分で守れるようにしておかないと、行政を当てにしてはだめだという話だったと思っておりません。

現在、2017年から東京大学の大学院の特任教授になられたというふうに聞いております。やはり大変忙しくなってきたのだと思いますので、機会があればそういった先生にも来ていただいて、講演いただくとかご指導いただくというのは大切だと思いますけれども、町民の方が実際に防災について学ぶことは大切だというふうには思っておりますが、そういった機会については、片田先生に限らず、いろんなポジションでいろんな活躍をされている方がいらっしゃいますので、県の危機管理室とか県の消防保安課、利根沼田広域消防などにご協力をいただいて、防災関係の講演会などを計画していければいいかなというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 防災講演をすることによって、町民の防災意識も高まると思います。片田教授以外でも結構ですから、ぜひ講演会の実施をお願いしたいと思います。

地域全体の防災体制を充実させるためには、1回限りの訓練や講演ではなく、継続的な取り組みを行うことが必要であります。先月は当町でも前線の停滞による豪雨で大雨警報が発令され、災害警戒本部が何度か設置されましたが、幸い大きな被害もなく済んでおりますが、今後いつ起こるかわからない災害に備え、防災・減災活動を通じて、災害から命を守るための取り組みと災害に備える地域社会づくりの取り組みを要望しまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて、4番阿部清君の質問を終わります。

---

## 通告順序2 6番 窪田 金 嘉 1. 提案と現在の行財政状況を知る

議長（小野章一君） 次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。先輩議員から早く終わらせという話がありますので、ばんばん早く進めさせていただきます。

まず、町長に早速お聞きしますが、地方自治体に課税自主権あるやなきや、この件についてお願いいたします。もう第1の質問は終わりました。

議長（小野章一君） 町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 前段があるのかなと思って待っていたら、前段がなくいきなりきましたので、ちょっとびっくりしました。

地方税法第5条の規定によりまして、地方団体が税目や税率を決定し、総務大臣の同意を得て課税できるというふうに認識をしております。

議長(小野章一君) 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

6番(窪田金嘉君) 2問目なのですが、私は地方自治体の財源確保の意味から、みずから徴収する手段として課税自主権を行使し、法定外目的税の創設を積極的にすべきと思っております。町長は法定外目的税の導入を検討するお気持ちはお持ちですか。よろしくお願いたします。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 法定外目的税を創設し課税するという事は、財政面でのプラスの影響や地方自治の拡大につながるといった面がある一方、現在の法定税に加えて住民等に新たな負担を求めるものであります。新税を必要とする特別な財政需要と負担の関係、税の公平性の観点、徴収のシステム及び費用、税込額予測及び住民の理解を得るなど、総合的に判断をしなければならないと思っております。

また、県内では、法定外目的税を課税している市町村はございません。現時点で町は法定外目的税の創設は考えておりません。法定税及び法定任意税の範囲での財政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長(小野章一君) 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

6番(窪田金嘉君) 町民に負担をかけないでということですが、法定外目的税は基準財政需要額には算定されていないと私は思っていますし、また地方交付税にも影響を及ぼしていないと私は思っているんですね。ですから、ぜひ考えていただきたいと思いますが、基準財政需要額と地方交付税に影響は与える可能性はありますか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 基準財政収入額において算定対象外となります。また、地方交付税にも影響はいたしません。

議長(小野章一君) 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

6番(窪田金嘉君) 次に、課税自主権は基本的に新税を設ける権限と税率を引き上げる権限が柱と考えております。私は、ユネスコエコパークの趣旨及び景観計画を推進、さらに維持保全、そして向上をさせるために法定外目的税、開発事業等緑化負担税、これは仮称ですが、そういう創設をしてはどうかと考えているんですね。町長はどんなものですか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 全国で唯一法定外目的税として開発事業等緑化負担税を平成28年から導入している大阪の箕面市では、自然環境や住環境を将来にわたって維持していくことが大き

な課題となって、その財源に充てるため、事業として行う開発行為に対して課税をされております。その導入には十分な検討と法定外目的税を課税するに十分な理由と住民のご理解があったと思われま。

みなかみ町は、現在はぐんま緑の県民税が超過課税として課税されております。また、令和6年度からは森林環境税、国税で年額1,000円ですけれども、新たな住民負担となります。まずはこの財源を活用して、森林整備等を行っていきたいと思っております。開発事業等緑化負担税の創設は考えておりません。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私は法定外目的税の新税創設は、自然環境保全費用はもとより、開発業者が責任を持って維持管理及び撤去義務に対する対価と考えているんです。対象は太陽光発電装置設置のところなんですけれども、要は開発業者、つまり開発業者の責任においてそういう将来に禍根を残さないような新税はどうかというふうに考えているんです。いかがですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 自然環境保全費用は、現在ある制度の中で財源確保に努めていきたいと思っております。太陽光発電開発業者が存在しなくなった場合の撤去費用については、FIT法により事業計画認定申請を行う者は事業計画を提出します。事業計画には、撤去費用の確保についての計画が含まれます。事業者が倒産した場合には、次に権利を取得した者が事業計画の変更を経済産業大臣に届出をします。したがって、撤去費用は権利を取得した事業者が負担することになります。税に撤去費用の財源を求めることは、現在の法律からはふさわしくないというふうに考えます。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。法定外目的税は保留ですね。

じゃ、次にいきます。

ふるさと納税のことなんですけれども、きょうたまたま、また新聞に載っていただけけれども、3割限定になったんで多少ふるさと納税者に利益を還元できるかなということを考えまして、今プレミアム券は別にして、特産品等を何か定価で買っているそうですね。ここで、私は商売人ですから、三方一両得、卸で買ったらどうか。そのことによって、その理財家やありますので、7割でも、7掛けでも6掛けでもいいんですが、その分を納税者に還元すると。そのことによって、特産品の開発も質と量を上げていくというような考え方を進めてはどうかというふうに思っているんですが、この辺はどんなもんですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 返礼品の価格は窪田議員が指摘のとおり、法定化となっています。制度的には返礼率について仕入れに要した費用の3割以内とされているので、これは卸価格でも問題はありますが、やはりお得感を納税者に与えるような表現は禁止をされております。返礼品提供者がほかの取引において問題がなく、協力いただくことができれば、これは実



施可能だというふうには思います。消費税率の改正に伴って、返礼品提供者に対して提供価格の調査をこれから行う予定でございます。

今後、さらに返礼品提供の充実を図って、ふるさと納税の拡充を図ってまいりたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） きょうもふるさと納税、新聞には、どうも国が負けちゃう、泉佐野市の件ですけれども、ああいうことで負けちゃうならこの辺は大丈夫じゃないかなと思っているんですけれども。

じゃ、次にいきます。

次はカルチャーセンターなんですけど、指定管理制度が導入されて、この制度導入は補助金委託金が支払われるケースが多々あると思っているんですね。民間に委託しているにもかかわらず、税金が注ぎ込まれるのに目を向ける必要がちょっとあると思ひまして、骨太の方針の2018年にも、指定管理者制度導入団体、第三セクター、それから公社、公営企業の経営抜本改革を加速すると明記されているんですね。この点について、町長はどう思われますか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 指定管理者制度ができたときは、誰がやっても儲かるんだみたいなことで、自治体の経費が少なくなるんだという皆さん感覚に陥ったかと思うんですけれども、ただそれは施設そのものが経営がうまくいっている施設については当然儲かりますけれども、残念ながらみなかみ町の施設においては、今現在、黒字化できているところは1カ所だけなんです。そのほかの施設については、全て赤字です。ただ赤字だからやめればいいのかというふうにはいかないで、これは町が指定管理料を払っても運営は続けていただきたいということで続けております。

公募によって指定管理者の選定を行っておりまして、民間活力を導入して施設の活性化や利用者をふやすとか、支出の抑制を目的として導入されておりますが、先ほど言いましたように、施設自体の問題や指定管理者となる事業者の選択肢が限られていること等がありまして、課題も多いです。

今後も、個別施設の必要性や採算性を十分に検討していかなければならないというふうに考えています。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） そのとおりだと思っているんですね。民間業者に委託したとしても、その業者の能力というのがありまして、私も仕事やっていますから、真っ黒けにするか、真っ赤っかにするかというのは、うちの企業ですと私ですよ。ですから、やる人の人間が、やる団体がやっぱり能力がないとだめなので、そこで老婆心でお騒がせなんですけれども、町内で黒字にしている会社のメンバーを集めて、一つ一つ黒字化対策をしたらどうかなと思っているんですけれども、これは余談です。

次に、お願いが3つありまして、これから町の現状をちょっとお伺いしようかなど。シブヤ先生が全部しゃべったんで僕はわかるんですけども、町民としてはちょっとわからないかもしれませんのでお聞きしたいと思います。

みなかみ町は平成17年で合併をして、おまけに過疎になったと。ダブルで合併過疎地方自治体という名前がついていると思うんですけども、そこで合併算定替がたしか令和3年で終わるんですよ。どうも見ていると経済状況が厳しい状況に陥るのではないかと。僕は1年生議員なんで断片的なんですけれども、優秀な課長の方々がもう既に想定内だったのか。またこれからも想定内なのかというのをお聞きしようかなと思っています。よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和元年度の普通交付税の算定において、合併算定替の、一本算定との差額は約4億8,800万円、加算額は3割の約1億4,600万円となっているので、約3億4,200万円の減額となりました。令和2年度には1割の加算となりまして、令和3年度以降は加算がなくなります。平成30年度の普通交付税が45億6,285万2,000円で、歳入総額の32.1%を占め、一番大きな財源となっております。加算額の減額は今後の財政運営に影響を与えるということになります。

合併算定替につきましては、制度上のものであるということから、こういった状況を想定し、歳出の抑制等により積立基金の増額に努めてきたところでございます。行財政改革の実施には、中長期的に、また段階的に実施することとなるため、財源確保等の状況等を考慮しながら、積立基金を有効に活用していく予定でございます。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。

それでは、地方自治体の財政健全化に関する法律において三段階に分かれているんですね。健全段階、そして財政の早期健全化、それから財政の再生、町はこの3つのいずれに入るんですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 健全化判断比率として、4つの財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が定められております。いずれかが基準以上となるかで判断をされるということで、町では実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は負数となるため、数値が計上されず問題はありません。実質公債費比率は、比率は11.8%で、早期健全化基準の25%を下回っております。したがって、健全段階と言えらると思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 将来的負担比率は350%以下なので問題ないということは、この3つのうちのどれに入りますか。健全段階でいいんですか。優秀ですよ。わかりました。健全段階ね。

じゃ、次の質問ですけれども、余裕度を示す財政力指数というのがあるんですね。高いほど財政力が強いんです。財政力指数というのは、普通0.6から0.7がいいんです。それ以上だともっといいんですね。1.0を超えると不交付団体ですよ。唯一35市町村の中で群馬県の中にありますよね。そこで、平成30年度の数値は大体どのぐらいですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 財政力指数は、地方交付税法の規定によりまして算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で地方公共団体の財政力を示す指数として用いられております。

基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額とされておりまして、先ほど窪田議員がおっしゃるとおり、財政力指数が1を超える場合は、普通交付税の不交付団体ということになります。

みなかみ町においては、平成30年度は0.428で、令和元年度は0.425というふうになっております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 0.428ですね。0.6から0.7ではないんですね。健全段階だけれども、余裕度は少ないと……ということでもない。わかりました。

じゃ、次に、財政構造の弾力性、経常収支比率が大体これは70から80%が好ましいということなんですけれども、平成30年度はどのぐらいですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 経常収支比率は経常一般財源総額に対する経常経費充当一般財源の額の割合で財政構造の弾力性を測定する比率として使われております。平成30年度は95.0%、平成29年度に比べて0.4ポイント改善をいたしました。

また、令和元年度はまだ決算をもらっていませんので、決算統計上の詳細な事務作業を行えないため、予算額での算出は困難であります。

以上です。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 経常収支比率は90%を越えると硬直化が強い、95%ですか。平成25年度は86.7%でしたよね。平成27年は89%でだんだん高くなっている。だんだん硬直化が進んでいるんです。健全段階でもちょっと体がかたやかなという感じなんですけれども、その理由、徐々に進んでいる理由はなんでしょうか。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

経常収支比率が高くなっている理由ですけれども、一番の理由は、分母であります標準財政規模が縮小、最大の理由は普通交付税の減少が要因となっています。

以上です。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。

分母が大体普通交付税と地方税、分子が大体人件費とか扶助費とかそういう公債費も含めてですかね、大体分子が余り減らないけれども、分母が減ってきたという、単純に、そういうことですよ。わかりました。

次にいきます。

次は、将来的負担比率の351%云々なので抜かします。

次に、長期借入金の地方債について、これは届出制と協議制と許可制とあるんですね。

これは当然やっぱり届出制ですよ。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 届出制度は財政状況が一定の基準を満たす団体において、民間等資金の協議が不要とされ、手続の簡素化が図られるわけですが、公的資金は対象外なんです。

したがって、みなかみ町では届出制度を採用することも可能なんですけれども、利率において民間等資金より公的資金のほうが有利であるので、協議制度を採用しております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。

じゃ次に、今後、火葬場とか中学校、小学校の新築・改築等、それから防災無線整備事業、公営施設の老朽化に取り組む際に、借金である地方債を立てることだと思ってしまうけれども、将来的に地方債、今12億ぐらいで、公費算入3割、つまりお金を返さなければいけないという増加の可能性が見えてくるんですが、歳出削減だけで将来的に後世代の負担にならないのかなとちょっと不安に思うんですけれども、それはどうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方債を財源といたします大規模事業を単純に実施した場合には、後年度に公債費が増加し、実質公債費比率が高くなるということが想定されます。大規模事業を中心に大規模でない事業等についても、事業規模の縮小、年度間調整等によって歳出削減を行って、また歳入においても財源確保に努め、地方債の抑制を図って、後世代への負担を最小限に留めていきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 最小限に頑張ってください。

次に、令和元年当初予算編成において基金の取り崩しで財源不足分を補うということなのですが、今後、行財政運営を遂行するに当たりまして、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドと重点的事業執行ということですが、議決科目で款項があって、執行科目に目録があるんですけれども、大体こっちだろうなと思うんですけれども、どのあたりを視点に行財政の節減、節約をするのかなと。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 基本的には全ての事務事業を対象として考えております。事業規模が一定ではありませんので、一律の事務事業査定では事務が非効率となってしまいますので、事業費が多額で規模を縮小したい事業とか、事務作業の効率化を図りたい事業等を中心に検討を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） この辺は、節のところ見れば大丈夫よと言われれば、その辺を一生懸命見てやろうと思っていたんですけども、わかりました。

次に、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドと重点的事业執行を努力で乗り切るということなんですが、国から財源配分される国庫支出金、これは国が地方に事務配分を決めてそれに応じて財源配分をする形になっているんですね。その事務配分ですが、将来的にAI、IoT、そういうものを導入して、国からの事務配分が減少する可能性があると思うんです。国庫支出金、委託金、補助金、負担金、それらがそれぞれとは言いませぬけれども、減少する可能性があるんじゃないかなと思っているんです。ますます歳入減少が加速する将来的に、一生懸命頑張ってくださいなんですが、この点はどのように考えて想定していますか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 一般的に国の事務配分が減少となる場合、財源も当然減少となりますけれども、事業費も減少しますよね。歳入と歳出の減少額が同じであれば問題はないですけども、財源不足となる場合については、やはり対策が必要となってきます。制度変更の分析とか実情を把握して、今後の見通しから個別に具体的に対応していくということになると思います。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） わかりました。

次に、地方交付税に関してはトップランナー方式の導入があったり、それからスマート自治体の転換、これ骨太の方針では改革努力に応じた交付税算定などの財政措置の成功報酬型がやっぱり文言が入っているんですね。将来的に地方交付税は安心できる状況に何となくならないかと、成功報酬型でやられるんでは、成功報酬ということは成功しないと対費用が少なくなるのかなというふうに思うので、この辺の対策は当然考えていると思うんですけども、どんなものですか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） トップランナー方式とは、歳出の効率化を推進する観点から民間委託等の業務改革を実施しております地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みであります。平成28年度から導入をされておまして、小規模団体において民間委託等が進んでいない、こういった状況を踏まえまして、全ての業務ではないんですけども、人口3万人以下の市町村では、経費水準が下がらないように算定することとなっております。

また、スマート自治体とは、システムやAI等の技術を駆使して、効果的、効率的に行政サービスを提供するものですが、地方交付税の基準財政需要額の算定に関する情報は今のところございません。今後、制度変更が考えられますので、国の動向を注視して、制度変更があった場合は、内容分析を行い、個別具体的に対応してまいりたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。

あと1問で終わります。

最後の質問なんですけれども、将来世代に残す資産額とか、将来世代に負うべき負債額とか、それから将来的な行政サービスの提供、ちょっと何となく国の動きが広域化という方向に進んでいて、それから成功報酬型みたいに進んでいるので、何となくイメージが、みなかみ町が取り込まれていくような気がするんですね。ですから、その辺も含めてちょっとお聞きしようかなと思って、よろしくお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 資産額と負債額につきましては、平成29年度決算の連結貸借対照表の資産合計が1,034億2,855万1,000円で、負債合計が217億2,966万円となっています。行政サービスの提供につきましては、平成29年度決算の連結行政コスト計算書の合計が208億3,774万8,000円となっています。現代世代の負担につきましては、決算統計等の一般的な数値はございません。国や県の借金を考慮せず、一般会計の借金以外の収入を現代世代の負担とした場合、平成30年度決算の歳入額は129億7,754万7,383円となり、歳入総額の91.4%というふうになっております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。ありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（小野章一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

---

散会

議長（小野章一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

あす9月4日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（14時41分 散会）